
第3次東広島市男女共同参画推進計画
(前期実施計画)

きらきらプラン



令和2(2020)年3月

東広島市

男女共同参画社会の実現に向けて

少子高齢化が進み、人口が減少していく中、活力ある地域社会の発展のためには、性別に関わりなく、互いに人権を尊重し、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要です。

東広島市では、平成22（2010）年に「第2次東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）」を策定し、市民一人ひとりが自分らしく“きらり”と輝き、豊かな生活を送ることができ、そのことが地域の活性化、市全体の明日を創っていくことにつながることを目指し、様々な施策を推進してまいりました。



これまでの施策により、市の審議会等に占める女性委員の割合の上昇や、「職場」における男女の地位が平等だと思える人の割合の増加など一定の効果が出ていると考えられます。しかしながら、平成30（2018）年に行った市民意識調査によると、依然として性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っている現状があります。

また、平成27（2015）年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性の活躍を推進する機運が高まっており、あわせて男女がともに職業生活と家庭生活を円滑かつ継続的に両立できる環境づくりが求められています。

こうした状況を踏まえ第3次計画を策定し、本計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を一層推進してまいります。なお、男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、市民、事業所及び各種団体との連携、協働の基に取り組むことが必要ですので、今後も一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心に御審議いただきました東広島市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様や関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和2（2020）年3月

東広島市長 高垣 廣徳

～ 目 次 ～

第 1 章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	1
2	本市における取組み	2
3	計画の概要	3
第 2 章	計画策定の社会的背景	5
1	社会全体の動き	5
2	国の動向	6
3	広島県の動向	7
4	統計でみる本市の現状	8
5	市民意識調査及び事業所アンケート調査結果の概要	14
6	計画策定に当たり実施した調査結果の概要	15
7	第 2 次東広島市男女共同参画推進計画の進捗と課題	16
第 3 章	計画の基本的な考え方	19
1	基本理念	19
2	キャッチフレーズ	20
3	基本目標	20
4	計画の体系	21
5	計画の目指す将来像	22
第 4 章	計画の内容	23
	基本目標Ⅰ 人づくり	23
	（1）人権尊重を踏まえた男女共同参画の意識づくり	23
	（2）学びの場における男女共同参画の推進	24
	基本目標Ⅱ 環境づくり（女性活躍推進計画）	25
	（1）働く場における女性の活躍推進	25
	（2）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	27
	（3）地域社会活動における男女共同参画の推進	30
	基本目標Ⅲ 安心づくり	32
	（1）生涯を通じた男女の健康づくり	32
	（2）DV等あらゆる暴力の根絶	34
	（3）共に支え合うまちづくり	36

第5章 施策目標の指標	39
第6章 計画の推進	41
1 計画の推進体制	41
2 参画と協働による推進	41
3 計画の進行管理	42
資料編	43
1 東広島市男女共同参画推進審議会規則	43
2 計画策定の経緯	46
3 東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査結果	47
4 第3次東広島市男女共同参画推進計画策定のための座談会の概要	58
5 東広島市男女共同参画に関する意見聴取の概要	58
6 パブリックコメント（意見公募）の概要	58
7 男女共同参画のあゆみ	59
8 用語解説（五十音順）.....	63
9 男女共同参画社会基本法	65
10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）.....	68
11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）...	75

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

昭和50（1975）年、国連が女性の地位向上を目指して設けた国際婦人年を契機に、男女共同参画に関する世界の動きが始まりました。

我が国では、昭和60（1985）年に女子差別撤廃条約を批准、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けました。その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」）や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」）の施行など、男女共同参画社会づくりと女性の活躍に向けた取組みは進展を見せています。しかし、一方で、世界経済フォーラムが公表した「The Global Gender Gap Report 2020」によると、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数が153カ国中121位であり、特に、政治や経済の分野において男女格差が大きいことがその要因でした。国では「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を施行するなど、政治分野における男女共同参画の推進に向けた取組みがなされているところです。

広島県では、平成15（2003）年に広島県男女共同参画基本計画を策定し、3次にわたる改定を重ね、平成28（2016）年に策定した第4次計画では、職場における女性の活躍推進に重点的に取り組むこととされています。

本市では、平成22（2010）年6月に「第2次東広島市男女共同参画推進計画 きらきらプラン」（以下「第2次計画」）を策定し、市民一人ひとりが自分らしく「きらり」と輝き、豊かな生活を送ることで、地域の活性化や市全体の明日を創っていくことにつながることを目指し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを計画的に推進してきました。

本市が平成30（2018）年に行った市民意識調査結果をみると、約20年前に比べ、「家庭生活」や「職場（仕事の間）」などにおいて、男女が平等になっていると感じている人の割合が増えており、一定の効果が出ているものと考えられます。一方で、「社会通念・慣習・しきたりなど」や「社会全体」などにおいては、依然として改善がみられず、多くの市民が男女の不平等を感じているという結果となり、引き続き、市民一人ひとりの意識改革につながる取組みが必要であることが分かりました。

このため、令和元（2019）年度までの10年間を対象期間とした第2次計画の計画期間の満了に伴い、「第3次東広島市男女共同参画推進計画（前期実施計画）」（以下「本計画」）を策定します。

本計画は、国及び県の方向性に基づき、第2次計画における取組みの評価をはじめ、市民意識調査結果に基づく市民の意識やニーズ、関係機関の意見等を踏まえ、本市における男女共同参画に関連する様々な分野の取組みを、総合的、計画的に推進するため、より実効性のある計画を目指して策定します。

2 本市における取組み

年	内容
平成 3 (1991) 年	東広島女性プランー男女共同参加型社会をめざす行動計画ー策定
平成 9 (1997) 年	「男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査」実施
平成12 (2000) 年	東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）策定
平成14 (2002) 年	「男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査」実施
平成17 (2005) 年	「男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査」実施（合併町）
平成18 (2006) 年	東広島市男女共同参画推進計画第 2 期実施計画策定
平成20 (2008) 年	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成22 (2010) 年	第 2 次東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）策定
平成25 (2013) 年	男女共同参画に関する市民意識調査実施
平成27 (2015) 年	第 2 次東広島市男女共同参画推進計画第 2 期実施計画策定
平成30 (2018) 年	男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート実施

本市では、これまで 2 次にわたって男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。

平成12（2000）年に「だれもが輝く東広島」を基本理念とし、男女共同参画推進計画を策定しました。この計画では全ての市民の人権が尊重され、男女が共にあらゆる分野へ参画し、個々の能力を十分発揮できるまちを目指し、男女共同参画の推進に努めてきました。

平成22（2010）年に策定した第 2 次計画では、「男女共同参画社会を実現するための意識づくり」、「男女がともに能力を活かし活躍できる環境づくり」、「男女がともに安心して生活できる環境づくり」を三つの基本目標とし、男女共同参画のさらなる推進に努めてきました。

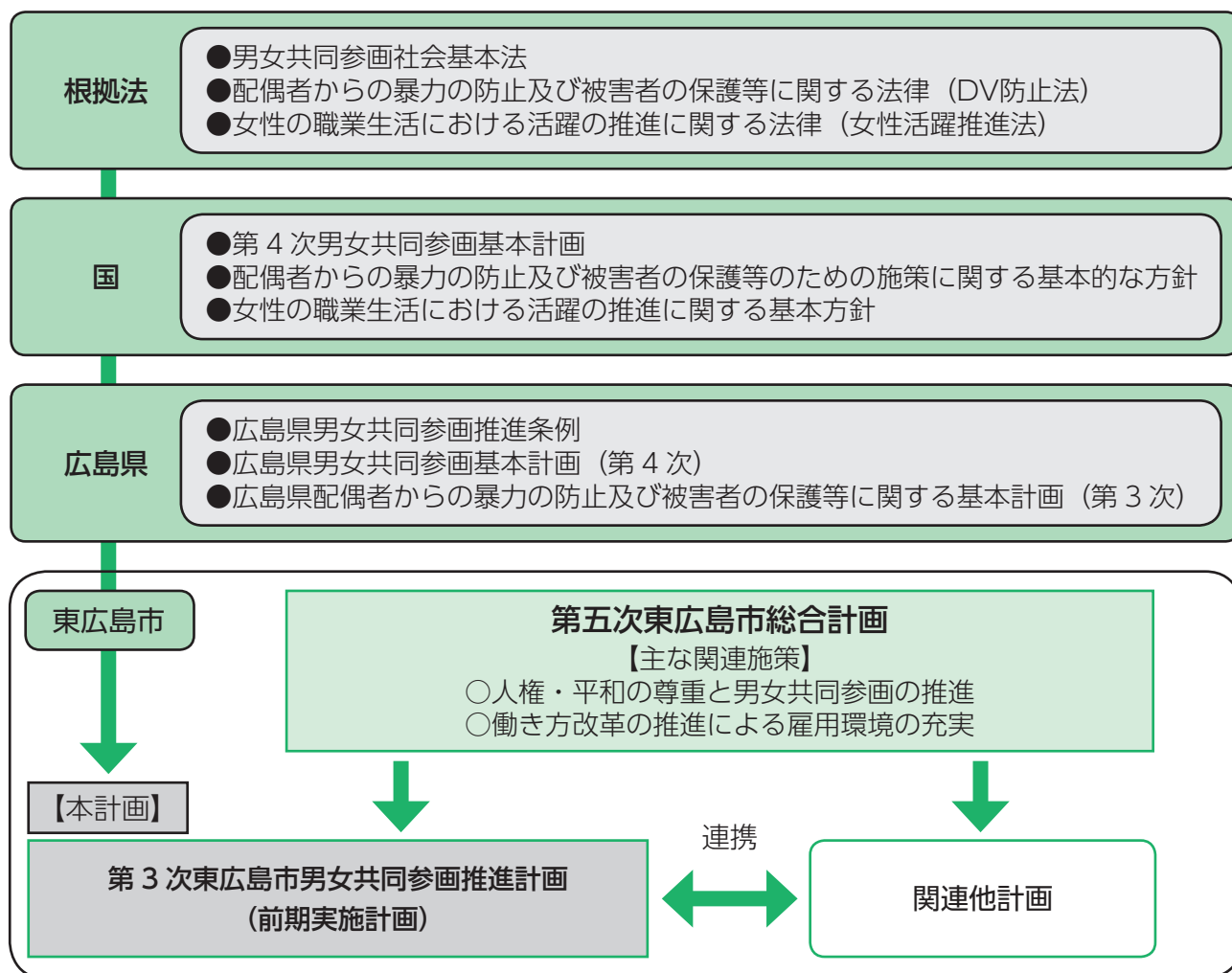
本市には、大学や試験研究機関が集積することによる研究者や学生、留学生並びに多くの転入者など、多様な人材が集まっています。そのような多様性を互いに認め合い、誰もがその人らしく希望する選択ができる社会をつくるために、市民の意識・実態等を踏まえ、本市の特徴に基づいた施策・事業を展開することで男女共同参画の実現を目指します。

3 計画の概要

(1) 計画の位置付け

- 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての市町村計画です。
- 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- 第五次東広島市総合計画の趣旨を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画です。
第五次東広島市総合計画では、施策「人権・平和の尊重と男女共同参画の推進」のうち、「男女共同参画の推進」という取組みにおいて、効果的な意識啓発や「東広島市男女共同参画推進室（エスポワール）」を拠点とした性別や年齢に応じた講座等の実施を掲げています。さらに、施策「働き方改革の推進による雇用環境の充実」のうち、「働き方改革の推進」という取組みにおいて、ワーク・ライフ・バランスの周知・啓発や女性の活躍推進への取組みを掲げています。

【計画の位置付け】



(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間です。

実施計画については、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の前期計画期間とし、その最終年度である令和6（2024）年度に、その成果や課題を踏まえ、次の5年間の後期計画期間とした実施計画を策定することとします。このとき、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、内容についての見直しが必要と考えられる場合には、見直しを行います。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第3次東広島市男女共同参画推進計画									
前期実施計画					後期実施計画				

(3) 計画の策定の流れ

計画の策定に当たっては、市民や関係団体、事業所等の意見を把握し、男女共同参画に関する施策に反映させていくため、以下の調査等を実施しました。

調査内容	結果掲載頁
男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所アンケート調査	14、47～57
第3次東広島市男女共同参画推進計画策定のための座談会	15、58
男女共同参画に関する関係団体、住民自治協議会等への意見聴取	15、58
パブリックコメント（意見公募）	58

また、学識経験者・各種団体や組織の関係者などから構成される「東広島市男女共同参画推進審議会」で専門的見地から様々な意見をいただきました。

SDGsと男女共同参画

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための17のゴールから成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。

この目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」が本計画に関連しており、本計画の推進を通して「SDGs」の達成に貢献します。

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**



ジェンダーの平等を
達成し、すべての女
性と女性のエンパ
ワーメントを図る

第 2 章 計画策定の社会的背景

第2章 計画策定の社会的背景

1 社会全体の動き

近年、我が国においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が急速に進行しています。未婚化や晩婚化の進行などをはじめ、仕事と家庭や子育て、家族の介護などを両立できる環境が十分に整っていないことも、その要因とされています。そのような中、様々な業界において働き手が不足し、事業の継続に深刻な影響を与えている事例も少なくありません。

そのため、投資やイノベーションによる生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要な課題になっています。

一方で、ICT（情報通信技術）の進化や普及、AI^{※1}やIoT^{※2}といった先端技術の急速な進展は、地域の暮らしや産業に様々な影響を与え、人々のライフスタイルや働き方に大きな変革をもたらそうとしています。さらに、就労者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」を総合的に推進するため、平成31（2019）年4月1日から「働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）」が順次施行されています。その中では、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらずの公正な待遇の確保等のための措置が講じられています。こうした制度整備により、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できる社会が実現すれば、女性も男性も働きやすくなり、女性のキャリア形成も進むことが期待されます。

そうした社会の変化に対応し、地方自治体には、それぞれの地域資源を生かしながら、市民生活の質を向上させ、住み続けたいと思える快適で活力のある持続可能なまちづくりを形成していくことが求められています。

しかし、個人の生き方やライフスタイルが多様化する今日の社会において、地域社会に暮らす人々の意識や慣習・しきたりの中には、依然として「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、「固定的な性別役割分担意識」が根強く残る現実があります。

社会が継続的・持続的な発展をしていくためには、全ての人が、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要です。

※1 【AI】 Artificial Intelligenceの略で人工知能と訳される。コンピュータが大量・多様なデータを分析し、推論や判断、学習等、人間の脳にしかできなかったような高度で知的な作業を、プログラムなどの人工的なシステムにより行えるようにした技術。

※2 【IoT】 Internet of Thingsの略で情報通信技術の概念を指す言葉。パソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品等の「モノ」をつなげることにより、機器の遠隔操作など多様な付加価値を生む技術。

2 国の動向

(1) 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成27（2015）年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。

この計画では、「あらゆる分野における女性の活躍」「安全・安心な暮らしの実現」「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」「推進体制の整備・強化」という4つの政策領域が大きな柱として定められています。

さらに、「女性活躍推進法」を踏まえ、女性の採用・登用の促進をはじめ、女性が活躍しやすい環境の整備や女性の役員・管理職の育成等に向けた取組みを進めていくことなどが盛り込まれています。

【第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会】

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

(2) 女性活躍の推進

「女性活躍推進法」においては、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村は、その基本方針等を勘案して計画を策定することとされています。

また、平成30（2018）年5月には、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するために、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、実態調査や啓発活動、人材育成等を通じて、国及び地方公共団体等に、男女の候補者数の均等化を目指すことなどが、努力義務として定められました。

(3) 配偶者暴力防止法の改正

DV防止法は、平成25（2013）年に改正され、配偶者からの暴力だけでなく、生活を共にする交際相手からの暴力とその被害者についても、法律の適用対象とされました。

3 広島県の動向

広島県では、平成28（2016）年3月に「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」を策定し、職場や地域における女性の活躍を推進する「環境づくり」、広報や啓発、学習機会の充実を推進する「人づくり」、暴力の根絶や安心できる暮らしの実現を目指す「安心づくり」、という三つの基本的な視点に基づく取組みを推進しています。

また、平成28（2016）年8月には、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」を策定しています。

【参考／広島県男女共同参画基本計画（第4次）の施策体系】

基本的な視点	基本となる施策の方向		主な施策
Ⅰ 環境づくり	①	職場における女性の活躍促進	○女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備 ほか
	②	地域社会活動における男女共同参画の推進	○政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 ほか
	③	男女共同参画の推進に向けた体制の整備	○県の推進体制の充実等 ほか
Ⅱ 人づくり	④	男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	○男女共同参画を推進するための啓発の充実 ほか
	⑤	男女共同参画を推進する教育と研修の充実	○男女共同参画を推進する教育の充実 ほか
Ⅲ 安心づくり	⑥	生涯を通じた健康対策の推進	○生涯を通じた健康対策の推進 ほか
	⑦	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	○配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進 ほか
	⑧	誰もが安心して暮らし、自立できるための支援	○困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援 ほか

4 統計でみる本市の現状

(1) 人口等の現状

本市の人口は、平成31(2019)年3月末日現在で187,182人となっており、平成26(2014)年から約3,900人の増加となっています。

【人口・世帯数の推移】

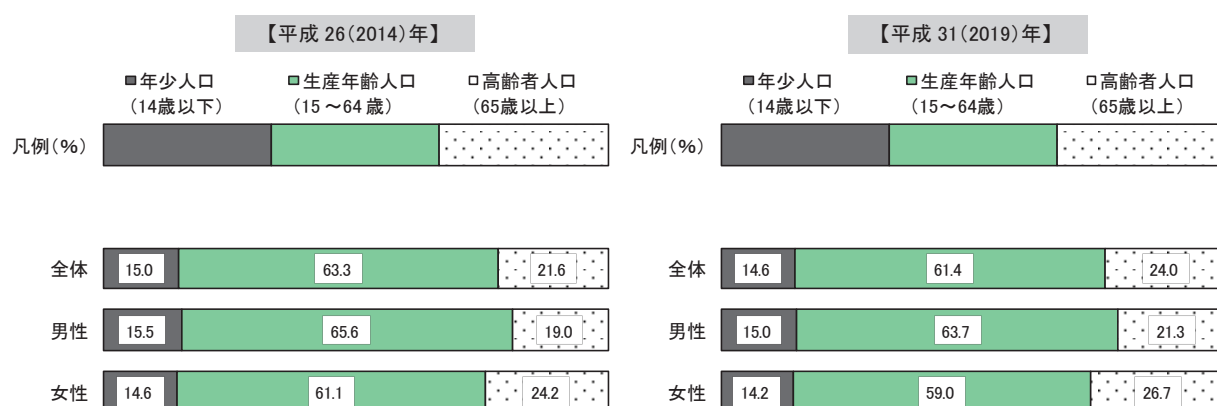
	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	平成31 (2019)年
人口	183,312	184,174	184,929	185,147	186,012	187,182
世帯数	78,606	79,661	80,930	81,749	83,280	84,922
世帯人員 (人/世帯)	2.33	2.31	2.29	2.26	2.23	2.20

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

本市の年齢別人口をみると、平成31(2019)年3月末日現在「年少人口(14歳以下)」の割合が14.6%、「生産年齢人口(15～64歳)」が61.4%、「高齢者人口(65歳以上)」が24.0%となっています。

高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成26(2014)年の21.6%から平成31(2019)年で24.0%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

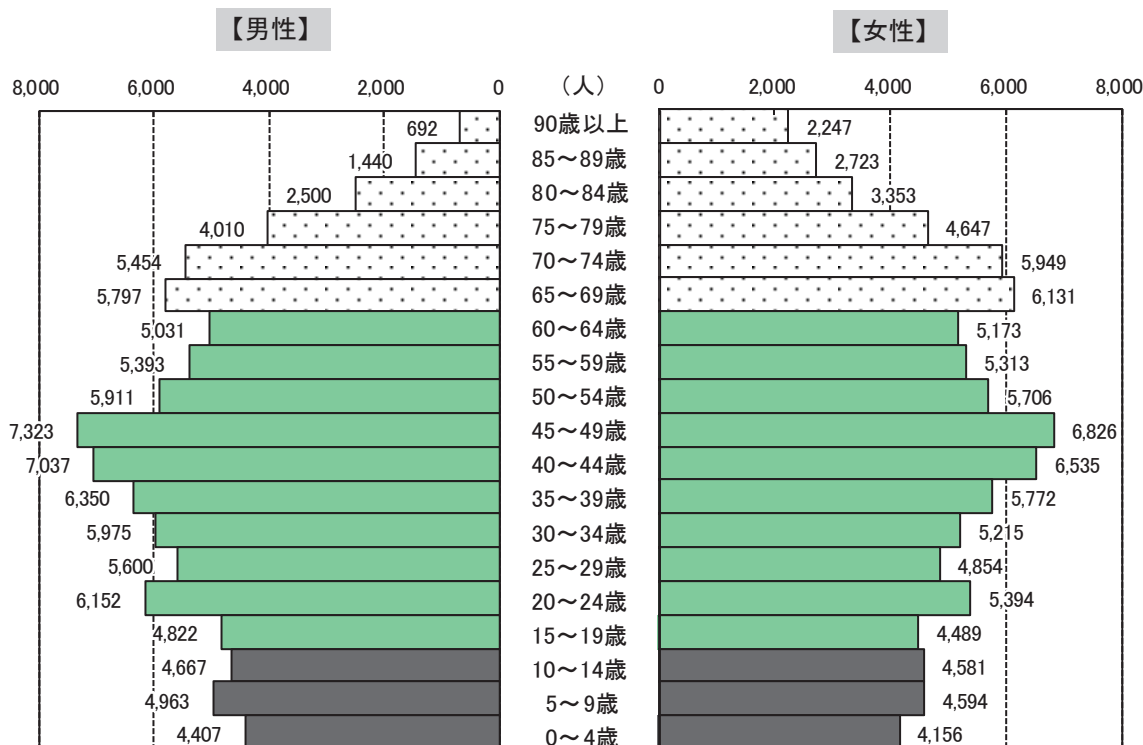
【年齢別人口構成比】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に40歳代の「団塊ジュニア層」及びその親世代である60歳代後半から70歳代前半のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、男女共に20歳代前半の人口が多く、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド）】

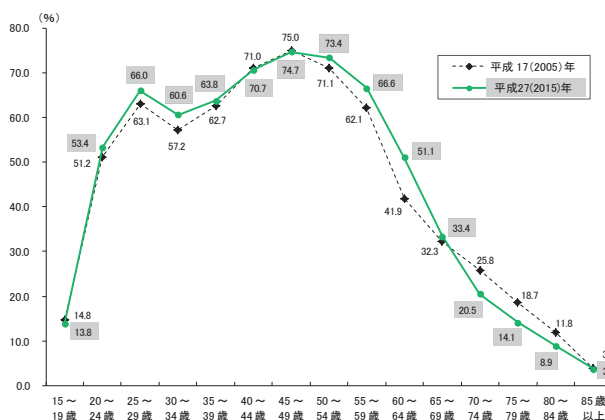


資料：住民基本台帳（平成31（2019）年3月末日現在）

（2）女性の就業率

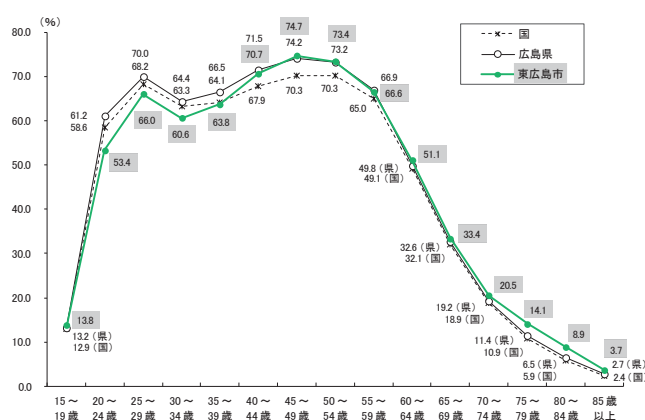
本市における女性の就業率をみると、平成17（2005）年からおおむね増加傾向にありますが、「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇を見せる「M字カーブ※」の状況は、10年間で大きな変化はみられません。また、広島県や国と比較すると、20～30歳代では国や県の平均を下回っていますが、40～50歳代では国の平均を上回っています。

【女性の就業率（東広島市・経年比較）】



資料：国勢調査

【女性の就業率（県・国比較）】



資料：国勢調査（平成27（2015）年）

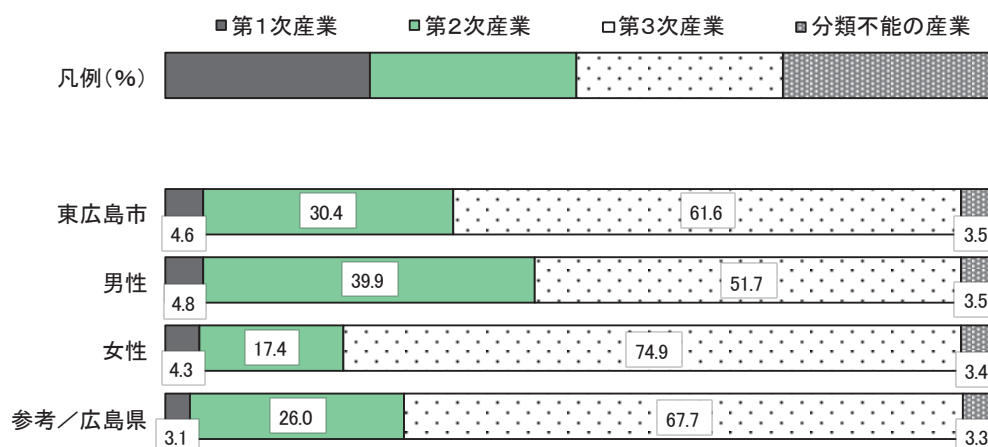
※【M字カーブ】日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するアルファベットのMのような形になること。

(3) 産業別就業者構成比

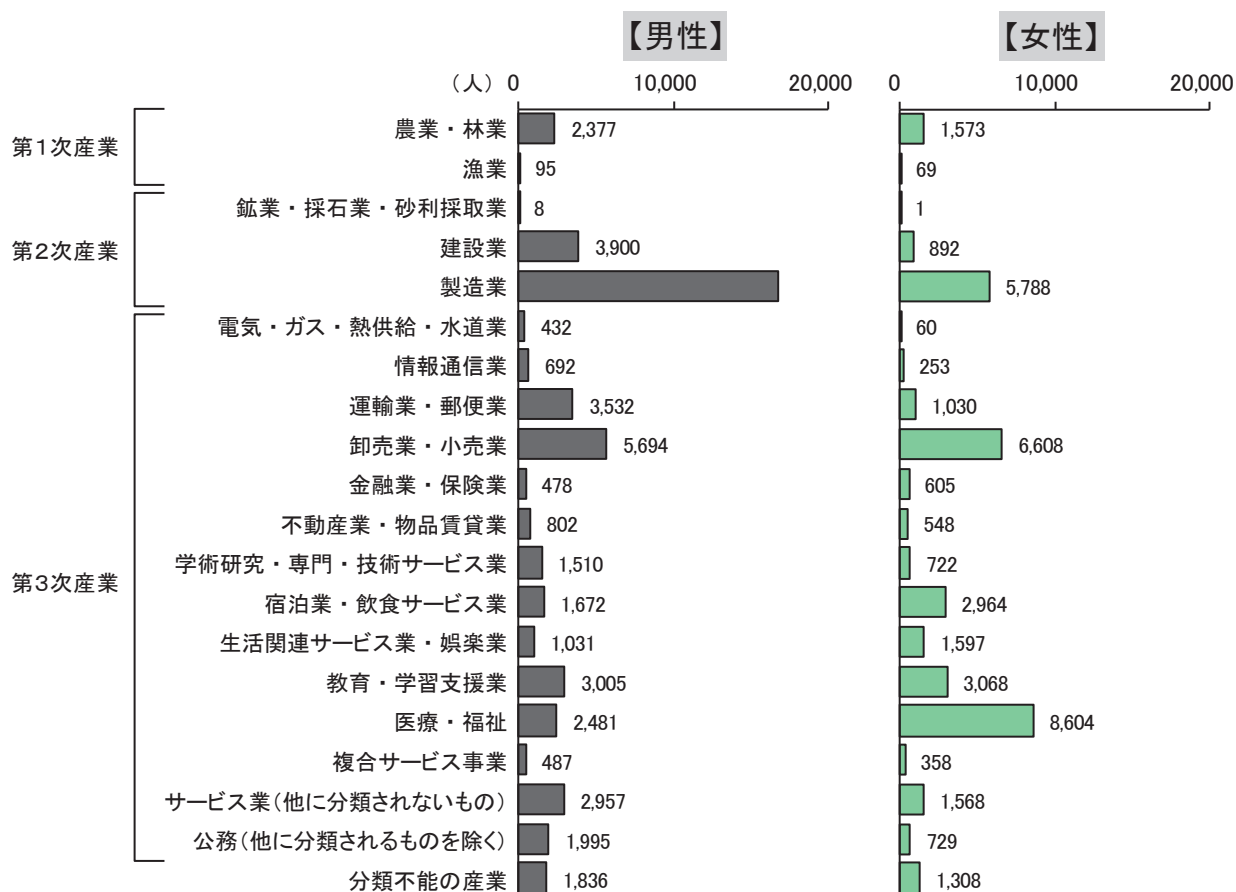
本市の産業別就業者構成比をみると、平成27（2015）年では第1次産業の割合が4.6%、第2次産業が30.4%、第3次産業が61.6%となっています。広島県全体と比べ、第3次産業の割合は低くなっていますが、第2次産業の割合は広島県を上回っています。

また、産業大分類別でみると、男性は「製造業」の就業者数が最も多く、次いで「卸売業・小売業」などが多くなっています。一方、女性は「医療・福祉」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」「製造業」が多くなっています。

【産業別15歳以上就業者構成比】



【産業大分類別15歳以上就業者数】

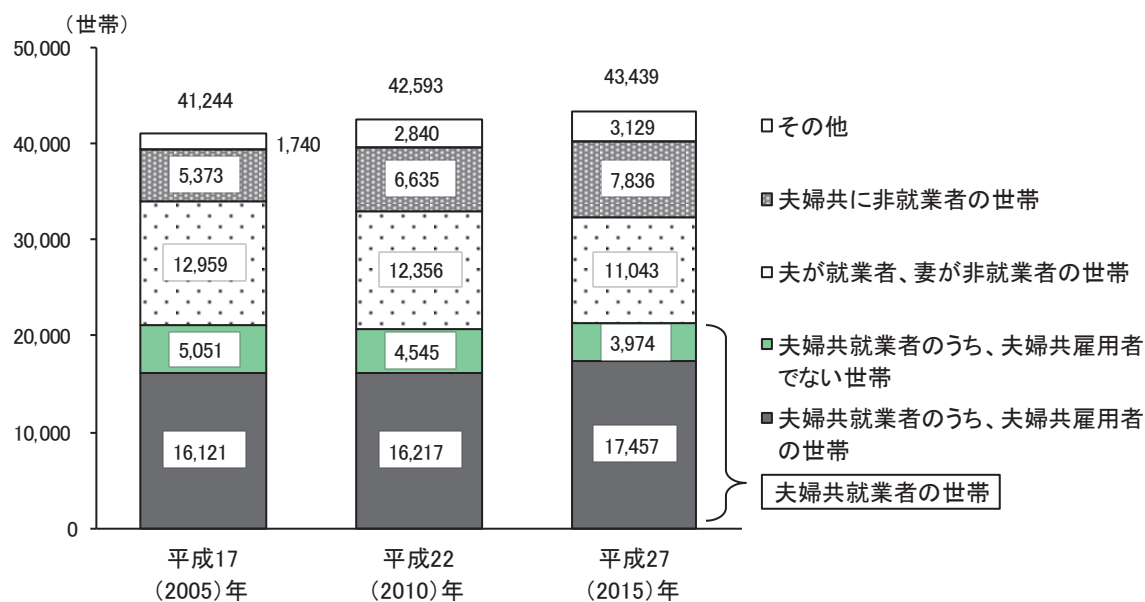


資料：国勢調査（平成27（2015）年）

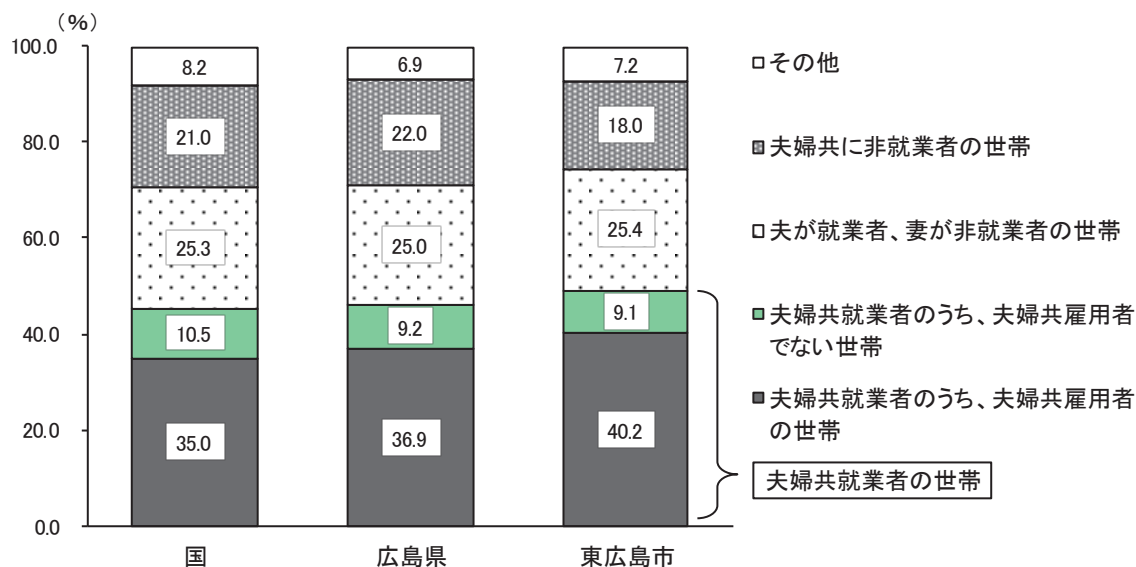
(4) 夫婦の就業状況別にみた世帯数推移

本市における夫婦の就業状況別に世帯数の推移をみると、夫婦共就業者の世帯は21,431世帯（全体に占める割合49.3%）となっています。このうち、夫婦共雇用者の世帯は17,457世帯（夫婦共就業者の世帯に占める割合81.5%）と、近年、増加で推移しています。一方、夫が就業者、妻が非就業者の世帯は、11,043世帯（全体に占める割合25.4%）と緩やかな減少で推移しています。また、広島県や国と比較すると、夫婦共雇用者の世帯の割合が高く、夫婦共に非就業者の世帯の割合がやや低くなっています。

【夫婦の就業状況別にみた世帯数推移（東広島市）】

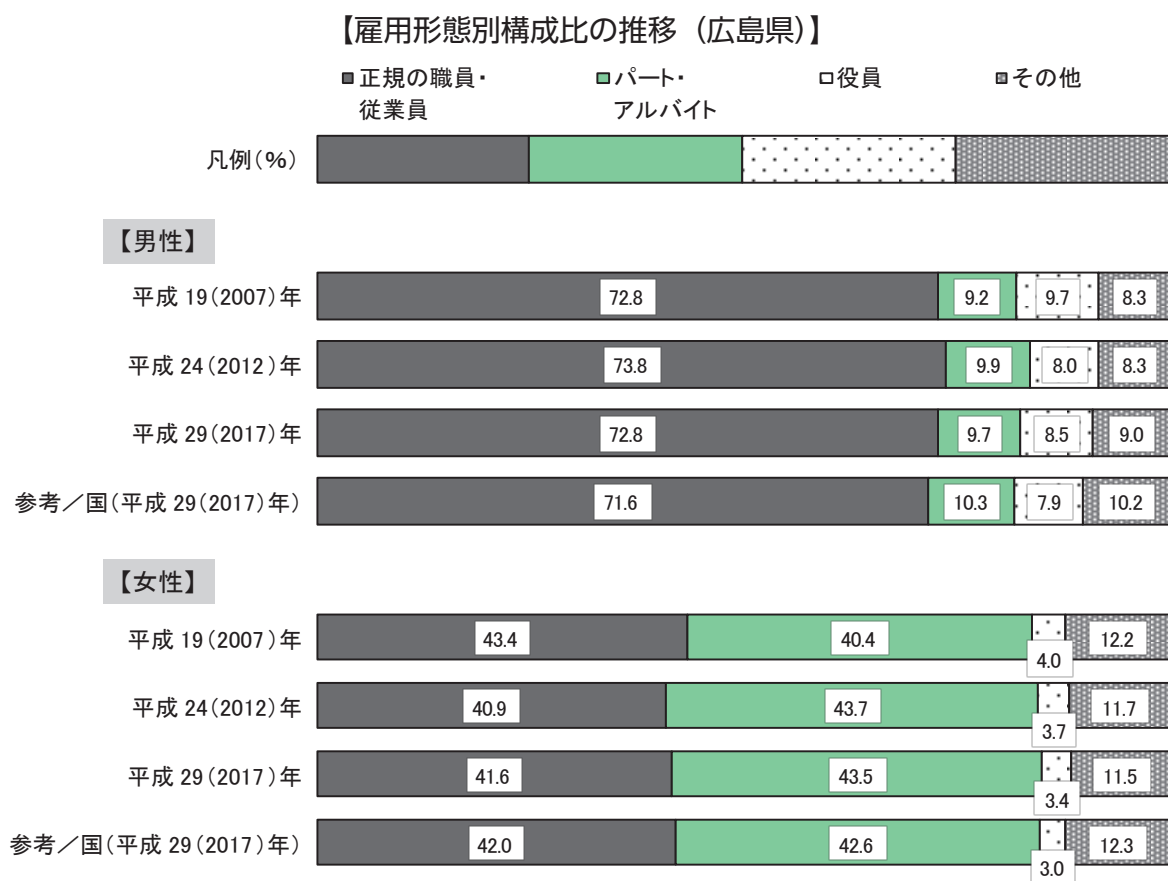


【夫婦の就業状況別にみた世帯数構成比（県・国比較）】



(5) 雇用形態別構成比の推移

広島県における雇用形態別構成比の推移をみると、平成29（2017）年では、正規の職員・従業員の割合は、男性が72.8%、女性が41.6%と、女性は男性の割合を大きく下回っています。一方、パート・アルバイトとその他（労働者派遣事業所の派遣社員等）を合計した非正規就業者の割合は、男性が18.7%、女性が55.0%と、女性は男性の割合を大きく上回っています。

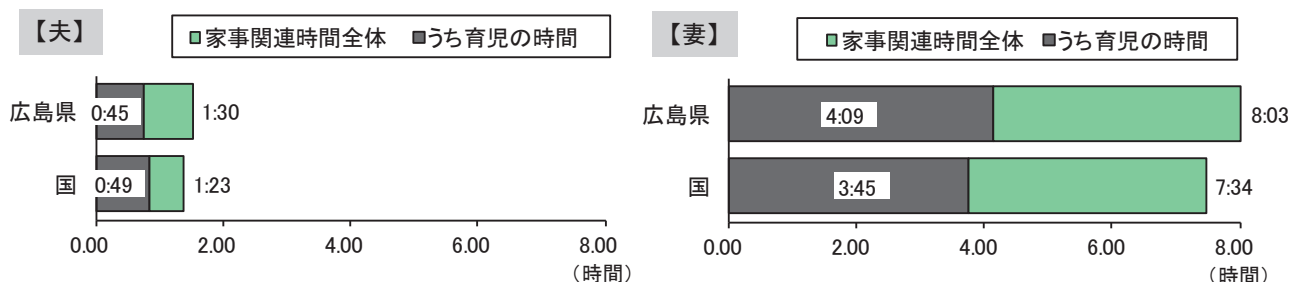


資料：就業構造基本調査

(6) 6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間

6歳未満の子どもを持つ夫婦の家事・育児関連時間をみると、妻は夫を大きく上回っています。また、夫の家事・育児関連時間は、広島県では1日当たり1時間30分と、全国平均を上回っていますが、そのうち育児の時間は45分と、全国平均をやや下回っています。

【6歳未満の子どもを持つ夫婦の1日当たり家事・育児関連時間】



資料：社会生活基本調査（平成28（2016）年）

(7) 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

平成31（2019）年4月現在における、本市の審議会等における女性委員の比率は31.3%、一般行政職における女性管理職の比率は23.5%と、全国市区町村平均や県内市町平均を上回っています。

【市審議会等女性委員及び市職員女性管理職（課長相当職以上）の割合】

	審議会等委員数			職員管理職		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合 (%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職 割合 (%)
広島市	1,215	373	30.7	624	78	12.5
呉市	710	166	23.4	237	13	5.5
竹原市	315	67	21.3	31	5	16.1
三原市	573	162	28.3	73	5	6.8
尾道市	625	172	27.5	129	24	18.6
福山市	1,017	247	24.3	321	50	15.6
府中市	402	97	24.1	60	11	18.3
三次市	335	100	29.9	76	17	22.4
庄原市	319	73	22.9	60	9	15.0
大竹市	277	53	19.1	50	7	14.0
東広島市	750	235	31.3	179	42	23.5
廿日市市	551	119	21.6	137	33	24.1
安芸高田市	414	135	32.6	61	5	8.2
江田島市	329	81	24.6	51	11	21.6
広島県市町平均	—	—	26.5	—	—	15.3
全国市区町村平均	—	—	26.8	—	—	15.3

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成（平成31（2019）年4月1日現在）

5 市民意識調査及び事業所アンケート調査結果の概要

本計画の策定に当たり、市民及び市内の事業所を対象に、男女共同参画に関する意識や実態、問題点や意見等を把握し、計画策定のための基礎資料とするとともに、今後の本市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的としてアンケート調査を実施した結果、次のような課題が読み取れました。

※調査結果の詳細は、資料編「3 東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査結果」(47ページ～57ページ)に掲載。

(1) 男女平等意識について	○男女がお互いに認め合い、尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会を実現するために、継続的な意識啓発が必要。
(2) 教育・学習の場における男女共同参画について	○学校のみならず、家庭や地域等様々な場での、男女共同参画に関する学習機会の充実が必要。
(3) 政策・方針決定過程における男女共同参画について	○審議会等における女性の積極的な登用や、女性の管理職への登用の促進が引き続き必要であるとともに、あらゆる場面における女性の活躍に向けて、意識改革の促進も重要。
(4) 職業生活における女性の活躍推進について	○雇用や就業における、女性のニーズに応じた継続的な就業、再就職等に対する支援をはじめ、職場でのハラスメント等の防止に向けた事業主等への啓発など、関係機関と連携した取組みの強化が必要。
(5) 仕事と生活の調和について	○男女が共に育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や、労働時間短縮に向けた事業所への働き掛けなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた施策への継続的な取組みが必要。
(6) 地域社会における男女共同参画について	○地域活動において、男女それぞれの意見をより一層反映させていくための啓発をはじめ、男女共同参画の視点に立った防災施策の取組みが必要。
(7) あらゆる暴力の根絶について	○DV防止のための広報・啓発や、DV被害者等が安心して相談でき、適切に支援できるよう、関係機関との連携の強化が必要。
(8) 安心して暮らせる環境づくりについて	○性別にかかわらず、生涯を通じた健康づくりへの支援を行い、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりが必要。 ○高齢者、障害者のみならず、生活上の困難を有する人などへの行政による支援や、福祉環境づくりが必要。

6 計画策定に当たり実施した調査結果の概要

本計画の策定に当たっては、アンケート調査による市民や事業所の意見を反映するとともに、男女共同参画に関係の深い各種団体をはじめ、本市の住民自治協議会を対象としたヒアリング調査を実施しました。座談会形式によって意見を聴取するグループインタビューや、ヒアリングシートによる聞き取りなどの手法を用い、アンケートだけでは得られない、定性的できめ細かな意見を聴取し、計画策定の基礎資料としました。

(1) 第3次東広島市男女共同参画推進計画策定のための座談会

男女共同参画に関係の深い団体を対象とした座談会（グループインタビュー）を実施し、男女共同参画のあり方についての意見や、個人・地域・企業での取組みの方向性などについて、様々な視点からご意見やアドバイスを伺いました。

座談会から読み取れた課題

- 依然として固定的な性別役割分担意識が残っており、継続的な意識醸成が必要。
- 子どもの頃からの意識啓発や、地域での研修など「学びの場」が必要。
- 子育てやDVに関する相談先や支援策等の充実及び周知が必要。
- 男女が共に子育てや介護をしながら働き続け、共に子育てや介護を担えるよう、多様なニーズに応じた子育て・介護の支援やサービスが必要。
- 女性の就業継続や再就職に必要なスキルや心構えを学ぶ機会の提供などの支援が必要。

(2) 男女共同参画に関する関係団体、住民自治協議会等への意見聴取

各分野で活躍されている団体等及び本市の住民自治協議会の代表者又は責任者の方に、アンケート形式でヒアリング調査を実施しました。

意見聴取から読み取れた課題

- 地域や家庭、職場などあらゆる分野で根強く残る男女の固定的な役割分担意識の解消が必要。
- 様々な分野で組織を代表する立場や方針決定の場に女性が参画できていない現状があるため、積極的な参加促進が必要。
- 仕事と家庭生活を両立できる環境整備と、男性が家庭生活に関われるよう理解や意識改革が必要。
- 男女共同参画について、地域や事業所等への啓発活動が必要。
- DV等被害の潜在化を防ぎ、被害者が相談しやすい環境の整備と、相談窓口の充実・周知が必要。
- 防災や災害時の避難所等において、男女のニーズの違いを理解し、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制づくりが必要。

7 第2次東広島市男女共同参画推進計画の進捗と課題

(1) 施策目標の達成状況

基本目標	基本施策	施策目標の指標	計画時	目標	現状
			平成26 (2014) 年度	平成31 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度
1 男女共同参画社会を実現するための意識づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直しと意識の改革	①「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に同感（賛成）する人の割合を減らす	7.0%	7.0%以下	3.3%
		②男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数	921人	800人以上	584人
	(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	③「学校教育」において男女の地位が平等だと思う人の割合	56.1%	70%以上	51.7%
2 男女がともに能力を活かし活躍できる環境づくり	(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	④市の審議会等に占める女性委員の割合	28.8%	30%以上	31.3%
		⑤女性委員のいない審議会等を0にする	9	0	7
		⑥市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合	20.8%	30%以上	23.5%
		⑦女性リーダーバンク登録者数	30人	50人以上	34人
	(2) 雇用分野における男女平等の推進	⑧「職場」において男女の地位が平等だと思う人の割合	17.5%	25%以上	29.8%
	(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	⑨ワーク・ライフ・バランス（仕事、家庭、地域、個人）において、働く人の「生活の中で仕事に費やす時間と労力が占める割合」を減らす	62.3% (常勤職男女の平均)	50%以下 (常勤職男女の平均)	61.5% (常勤職男女の平均)
		⑩仕事と家庭の両立支援登録企業数（広島県事業）	65社	115社	99社
		⑪男性育児休業等促進宣言登録企業数（広島県事業）	22社	45社	35社
	(4) 男女共同参画による活力ある地域づくりの推進	⑫「地域社会」において男女の地位が平等だと思う人の割合	24.8%	35%以上	26.2%
	(5) 国際交流と多文化共生のまちづくりの推進	⑬外国人転入者に対するオリエンテーション実施割合（年間）	61.4%	70%以上	32%

注：網掛け項目は「目標達成」項目を示す。

基本目標	基本施策	施策目標の指標	計画時	目標	現状
			平成26 (2014) 年度	平成31 (2019) 年度	平成30 (2018) 年度
3 男女がともに安心して生活できる環境づくり	(1) 男女間のあらゆる暴力の根絶	⑭配偶者や恋人の間で「平手でうつ」「なぐるふりをしておどす」行為は暴力だと認識する人の割合	平手でうつ 68.8% なぐるふりをしておどす 60.5%	平手でうつ 90%以上 なぐるふりをしておどす 80%以上	平手でうつ 77.6% なぐるふりをしておどす 71.5%
		⑮配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない人の割合を減らす	26.1%	20%以下	20.3%
	(2) 生涯を通じた男女の健康支援の推進	⑯健康診断やがん検診を定期的に毎年受けている人の割合	61.1%	70%以上	61.6%
		⑰子宮頸がん検診の受診率	33.3%	37%以上	18.9%
		⑱乳がん検診の受診率	28.3%	34%以上	17.3%
		⑲妊婦歯科検診の受診率	43%	50%以上	44.5%
	(3) 援助を必要とする男女が安心して暮らせる環境整備	⑳母子・父子自立支援プログラムによる相談件数【参考数値】	82件		57件
		㉑㉒のうち、母子・父子自立支援プログラム新規策定件数【参考数値】	43件		32件

注：網掛け項目は「目標達成」項目を示す。

(2) 課題

第2次計画の期間においては、三つの基本目標に基づき、男女共同参画の実現を目指し、様々な施策を実施してきました。

基本目標1「男女共同参画社会を実現するための意識づくり」については、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に同感する人の割合を減らすという目標値は達成しており、男女共同参画に関しての意識の醸成については一定の成果が出ていると言えますが、ほかの2つの目標は達成できておらず、男女共同参画の意識の浸透に向けた継続的な意識啓発が必要です。

基本目標2「男女がともに能力を活かし活躍できる環境づくり」では、庁内の政策・方針決定の場である審議会等の委員に占める女性の割合は31.3%と、目標値(30%)を達成しましたが、女性委員のいない審議会等を0にする、という目標は達成していません。審議会の委員については、各団体の役職で選任される場合が多く、団体の役職を男性が担っていることが多いために参画率が上がらないということがありますが、委員の選定過程の見直しなど、積極的な働き掛けが必要です。また、働く人の「生活の中で仕事に費やす時間と労力が占める割合」の目標は達成していません。あらゆる分野で男女がともに活躍できるまちづくりを進めるため、関係部署及び機関との連携を強化し、啓発活動を充実するとともに、環境を整備していく必要があります。

基本目標3「男女がともに安心して生活できる環境づくり」では、「配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない人の割合」は減少傾向にありますが、平成30(2018)年に行った市民意識調査では、DVに対する必要な取組みとして「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も多く、DV等の被害者が安心して相談でき、適切に支援できる体制や、関係課機関との連携の強化が必要です。

第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2次計画においては、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念に基づき、様々な施策を推進してきました。本計画においても、この基本理念を継続し、性別にかかわらず、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

【本計画の基本理念】

男女の人権の尊重

一人ひとりを個人として尊重し、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会を確保すること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択することができるように、社会における制度又は慣行が、男女共同参画社会の阻害要因とならないように配慮すること。

政策等の立案及び決定への男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策等の立案及び決定に、共に参画する機会を確保すること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援のもとに、その一員としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動との両立を図ることができるようにすること。

国際的協調

男女共同参画社会の促進は、国際社会における取組とつながりがあることから、本市の多様性を生かしつつ国際交流と協力を推進し、国際的な理解を深めること。

2 キャッチフレーズ

本計画では、男女共同参画社会の実現により、市民一人ひとりが自分らしく“きらり”と輝き、豊かな生活を送ることができ、そのことが地域の活性化、市全体の明日を創っていくことにつながることを目指し、第2次計画で定めたキャッチフレーズ「あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島」を継続してキャッチフレーズとして定めます。

また、本計画の愛称も引き続き「きらきらプラン」とします。

❖ 本計画のキャッチフレーズ ❖

あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島
(計画の愛称／きらきらプラン)

3 基本目標

目標Ⅰ 人づくり

あらゆる分野において、性別に基づく固定的な役割分担意識にとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮し、参画することができるよう、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための意識啓発を図ります。

目標Ⅱ 環境づくり

性別にかかわらず、誰もが活躍できる社会を実現するために、仕事や政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、子育てや介護の支援体制を整備し、仕事と生活の両立を支援します。

目標Ⅲ 安心づくり

女性に対する暴力等の被害者への支援をはじめ、困難を抱える人への相談や自立支援を行い、安心して暮らすことができる環境を整えます。

4 計画の体系

基本目標	キーワード	基本施策	施策の方向
Ⅰ 人づくり	理解する	(1) 人権尊重を踏まえた男女共同参画の意識づくり	①男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進
	学ぶ	(2) 学びの場における男女共同参画の推進	①男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進
Ⅱ 環境づくり (女性活躍推進計画※ ¹)	共に働く	(1) 働く場における女性の活躍推進	①男女平等の雇用機会確保と就労支援 ②女性の人材育成と能力開発
	仕事と生活を両立する	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	①ワーク・ライフ・バランスの理解促進 ②男性の家事・育児への参画促進 ③仕事と子育て・介護の両立支援
	共に地域で参画する	(3) 地域社会活動における男女共同参画の推進	①政策・方針決定過程における女性活躍の推進 ②あらゆる分野における男女共同参画の推進
Ⅲ 安心づくり	健やかに生きる	(1) 生涯を通じた男女の健康づくり	①生涯にわたる健康づくりへの支援 ②妊娠・出産等に関する支援
	暴力をなくす	(2) DV等あらゆる暴力の根絶	①男女間のあらゆる暴力に関する相談等支援（DV対策基本計画※ ² ） ②各種ハラスメント防止対策の推進
	支え合う	(3) 共に支え合うまちづくり	①困難を抱える人への支援 ②国際交流の促進と多文化共生意識の醸成 ③防災における男女共同参画の推進

※ 1 「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。

※ 2 「DV防止法」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

5 計画の目指す将来像

基本理念に基づいた男女共同参画社会が推進された本市の将来像として、次の将来像を目指します。

■ 目指すべき社会の将来像 ■

- 1 「政策・方針決定過程の場に男女がともに参画すること」によって、新しい視点や考え方が出され、様々な人の立場を考慮した政策・方針の立案・実施が可能になります。
- 2 「職場において男女平等が進むこと」及び「仕事と家庭の両立支援が進むこと」によって、女性が働きやすくなるだけでなく、男性にとっても働きやすい職場環境が確保され、性別に関わりなく誰もが個人の能力を発揮することができるとともに、働く能力が向上し、企業の活動も活発になります。
- 3 「仕事と家庭の両立支援が進むこと」及び「家庭における男女共同参画が進むこと」によって、性別に関わりなく共に尊重し合い、協力し合うことで家族のきずなが深まり、その家族のきずなに支えられ、子どもが安心して健やかに成長します。
- 4 「地域社会において男女共同参画が進むこと」によって、性別に関わりなく誰もが共に主体的に地域活動、ボランティア活動等に参画し、地域コミュニティが強化され、地域が活性化されます。
- 5 「女性に対する暴力等が根絶されること」により、性別による差別的な取り扱いを受けないなど、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会になります。
- 6 「多文化共生のまちづくりが進むこと」によって、外国人市民を含む全ての市民が、個性と能力を活かし、地域で共に活躍しています。

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 人づくり

基本目標Ⅰ

基本施策（１）人権尊重を踏まえた男女共同参画の意識づくり

【現状と課題】

計画策定に係る各種調査結果では、過去の調査結果に比べ「家庭生活」や「職場」における平等意識は高まっているものの、「社会通念・慣習・しきたり」などにおける男性優遇意識や、「男は男らしく、女は女らしく」という価値観や考え方に代表される、「固定的な性別役割分担意識」は依然として根強く残っている傾向にあります。これらの考え方は、生活習慣等を通して無意識に継承され、個人の能力発揮や選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。

男女がお互いに認め合い、尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会を実現するために、継続的な意識啓発が必要です。男女の平等意識には、性別や年齢による意識差も大きいことから、不特定多数への啓発のみならず、性別や年齢に応じた、より効果的な啓発活動も検討していく必要があります。

また、男女の平等意識と人権の尊重は、男女共同参画社会を形成する上で、その根底を成す基本的な考え方であり、誰にでも分かりやすい啓発や情報の提供が必要です。

【施策の方向】

①男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進

固定的な性別役割分担意識を解消し、男女平等意識を育む広報・啓発活動を推進するとともに、男女共同参画に関する問題に対応する相談体制の充実を図ります。

【実施計画】

	施策	取組内容	担当課
1	男女共同参画を推進するための啓発	男女共同参画や、性の多様性などの理解を促進するため、講座等を開催するとともに、多様な手法・媒体を活用した啓発活動を行います。	人権男女共同参画課
2	エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）の充実	男女共同参画推進の活動拠点として、啓発講座の開催、男女共同参画に関する情報提供、相談の場の提供、男女共同参画推進に係る活動をしている団体への支援等を行います。	人権男女共同参画課
3	男女共同参画に関する相談体制の充実	関係機関と連携し、相談に対応するとともに、人権擁護委員の行う相談活動を支援します。	人権男女共同参画課

基本施策（２）学びの場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

計画策定に係る各種調査結果では、男女共同参画の推進において行政が力を入れるべきこととして、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」が上位に回答されています。

男女共同参画意識は、日々の生活を通じて意識の中に根付くものであり、人間形成の基礎が培われる子どもの頃からの、固定的な性別役割分担意識の払拭へのさらなる取組みと、男女平等の視点に立った教育の推進が必要です。また、幼少期や学齢期のみならず、成人になっても継続的な意識啓発と学習機会の充実が必要です。

そのためには、学校のみならず、家庭や地域等様々な場における、男女共同参画に関する学習機会の充実が必要です。

【施策の方向】

①男女共同参画の視点に立った教育・生涯学習の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、誰もがその個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や学習機会の充実に取り組みます。

	施策	取組内容	担当課
4	学校教育等における男女共同参画に関する理解促進	学校生活等、様々な場における学習を通じて、幼児・児童・生徒の男女共同参画についての理解を深め、性別にかかわらず、お互いを尊重する意識を高めます。	指導課 人権男女共同参画課
5	生涯学習機会の充実	男女共同参画に関する講座や出前講座を関係団体との連携により充実し、幅広く周知・啓発を行うとともに、講座等に参加しやすい環境を整備します。 拡充 各地域での学習機会を充実させます。	生涯学習課 人権男女共同参画課

基本目標Ⅱ

環境づくり（女性活躍推進計画）

基本目標Ⅱ

基本施策（１）働く場における女性の活躍推進

【現状と課題】

計画策定に係る各種調査結果では、女性が結婚や妊娠・出産・介護など、ライフステージの節目に選んだ働き方について、「仕事をやめた（復職者を含む）」人の割合は4割以上にのぼり、「ずっと働いた」人の割合を大きく上回っています。一方で、望ましい女性の働き方については、「勤務条件などを変えず、ずっと働く」が最も多いなど、継続的な就労ニーズがうかがえます。

また、事業所が希望するライフステージの節目の働き方について「勤務条件などを変えず、ずっと働く」が最も多く、女性の活躍が期待されています。

女性の職業生活における活躍が求められている中、女性の継続的な就業や再就職への支援など、関係機関と連携した取組みの強化が必要です。

【施策の方向】

①男女平等の雇用機会確保と就労支援

雇用の場において、男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう、啓発と周知に努めるとともに、女性の再就職等を支援します。

	施策	取組内容	担当課
6	男女共同参画についての理解促進	市内事業所へ男女共同参画等に関する情報提供や研修の実施・支援などを行い、理解を促します。 市としても率先して共生社会の実現を目指し、職員向けのセミナー等を実施し、職員に当事者意識を浸透させます。	人権男女共同参画課 産業振興課 職員課
7	女性の就労支援	保育所の空き状況の情報提供や、各種就労支援情報の提供など、ハローワークと連携し就労支援を行います。 拡充 女性向けの就職相談会において、保育サービスに関する相談を実施します。 新規 地域すくすくサポート等の身近な場所で就業に関する出張相談会を実施します。	産業振興課 保育課 こども家庭課
8	再就職希望者等への就労支援	中途就職希望者対象の就職ガイダンスを開催します。	産業振興課

②女性の人材育成と能力開発

知識の習得や能力の向上を図る機会等を提供し、希望に応じた働き方ができるよう支援します。

	施策	取組内容	担当課
9	職業能力開発の支援	東広島地域職業訓練センターで実施する職業能力開発講座等の運営を支援し、開講講座の情報を広く情報発信します。	産業振興課
10	女性起業家の支援	大学や商工会議所、商工会などと連携し、新産業創出の担い手となる人材の育成に向けて、起業に必要なノウハウや知識を学ぶ講座を開催します。	産業振興課
11	働く女性に対する相談の実施	女性の就労の悩み等に関する相談を実施します。	人権男女共同参画課

基本目標Ⅱ

基本施策（２）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【現状と課題】

計画策定に係る各種調査結果では、仕事等に費やす時間と労力の割合について、男女共に、「仕事」は現実が理想を上回り、「家庭生活」や「地域活動」「プライベート」は現実が理想を下回っています。また、男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこととして、「男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む」を筆頭に、「保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする」「育児休業や介護休業などを利用しやすくする」などが上位に回答されており、この傾向は事業所アンケートでも同様な結果となっています。一方で、育児休業の取得率は、30歳代の女性では2割を超えていますが、男性では1割未満であり、介護休業については男女共に低い割合となっています。

ワーク・ライフ・バランス※の推進には、多様なニーズに対応した子育て支援等の充実や、男性が家事や育児・介護などを行うことへの理解の促進とともに、多様で柔軟な働き方を可能とする職場環境の整備や労働時間短縮に向けた事業所への働き掛けなどが必要です。

※【ワーク・ライフ・バランス】一人ひとりが、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

【施策の方向】

①ワーク・ライフ・バランスの理解促進

性別に関わりなく誰もが仕事と育児や介護などの家庭生活を両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及・促進を図ります。

	施策	取組内容	担当課
12	ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスについて、市民や企業等に周知・啓発します。 市としても率先して職員が仕事と育児や介護等を両立しながら働くことのできる職場環境の整備を進め、制度の活用を促進します。 拡充 より多くの企業が「働く側の個々の事情（育児・介護等）に応じた多様で柔軟な働き方」を導入できるよう、国等の支援制度の周知を行います。	人権男女共同参画課 産業振興課 職員課

②男性の家事・育児への参画促進

男性の家事・育児などへの参画を促すとともに、そのための環境づくりや男性が家事等に参画することへの理解を深めます。

	施策	取組内容	担当課
13	妊娠・出産・育児について父母が学習できる講座の開催	スムーズな産後の支援につながるよう、ニーズに応じた教室等を開催します。 拡充 身近な支援の場として「地域すくすくサポート」で教室等を開催します。	こども家庭課
14	男性の家事・育児などへの理解・参画促進	男性が家事・育児などに参画することへの理解を深めるため、家事や育児などへの参画の動機付けとなるよう講座等を実施します。 市としても率先して男性職員の育児等への参画に対する意識の向上を図り、男性職員の育児休業取得率の向上や、短時間勤務等の利用促進及び職員の時間外勤務削減を推進します。 新規 市民や企業等の理解を深め、参画を促進するため、情報提供や講座等を実施します。	生涯学習課 人権男女共同参画課 職員課

③仕事と子育て・介護の両立支援

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、市民のニーズに対応した、子育て支援や介護支援サービスのさらなる充実を図ります。

	施策	取組内容	担当課
15	保育サービスの充実	保育ニーズの多様化、偏在化等を踏まえ、多様な形態の保育サービスの充実を図るとともに、待機児童の解消を図ります。	保育課
16	放課後児童対策の充実	放課後児童クラブや放課後子供教室を充実させ、子どもの健全育成を図るとともに、働く親を支援します。	保育課 青少年育成課
17	ファミリー・サポート・センターの運営	子どもの預かりや送迎などの子育ての助け合いを行う「ファミリー・サポート・センター」を運営し、増加する支援依頼に対応します。	こども家庭課

	施策	取組内容	担当課
18	子育てに関する相談の場の提供・相談機能の強化	多様化する子育てに関する相談に対応できるよう、「子育て支援センター」などの相談窓口の充実を図ります。 拡充 「地域すくすくサポート」を中心に身近な相談場所を開設し、専門職が連携した相談支援体制を整備します。	保育課 こども家庭課 障害福祉課
19	教育や子育てに関する相談窓口の実施	学校生活や家庭における悩みについての相談窓口を充実させ、子育てを支援します。	青少年育成課
20	要介護者の支援	要介護者の自立支援のためのサービス提供の体制を整備するとともに、介護者の負担軽減を図る家族介護支援事業等を行います。	介護保険課 地域包括ケア推進課

基本施策（３）地域社会活動における男女共同参画の推進

【現状と課題】

計画策定に係る各種調査結果では、「政治の場」において男性が優遇されていると答えた人の割合は７割を超えており、「地域社会の場」においても４割を超えています。一方、政治・経済・地域の各分野で、女性の参画が進み、女性のリーダーが増えたときの社会に及ぼす影響については、特に女性から「仕事と家庭のバランスを取りやすい社会になる」「労働時間の短縮など働き方の見直しが進む」といった回答が多くみられます。

地域活動をはじめ、あらゆる分野において多様な視点からの意見を取り入れ、反映していくためには政策・方針決定の場に男女が共に参画することが必要です。

市でも、政策や方針決定の場となる審議会等の委員に積極的に女性を登用するとともに、様々な分野における政策・方針決定の場に女性が参画できる環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

①政策・方針決定過程における女性活躍の推進

市としても率先して、政策・方針決定の場への女性の参画を推進します。

	施策	取組内容	担当課
21	審議会等委員への女性の積極的な登用	政策や方針の意思決定過程に女性が参画できるよう、女性委員の積極的な登用を行います。	人権男女共同参画課 関係課
22	管理職への女性職員の人材育成及び積極的登用	女性職員のキャリア形成をはじめとした人材育成を強化し、性別にかかわらず、能力に応じて管理職への登用を行います。	職員課

②あらゆる分野における男女共同参画の推進

農業分野をはじめ、地域の様々な活動における方針決定過程の場に、女性の登用を働き掛けるとともに、女性が参画しやすい仕組みづくりを促進します。

	施策	取組内容	担当課
23	農業法人役員への女性の登用についての働き掛け	女性交流会を定期的に実施し、女性の意見を法人運営に反映できるよう、働き掛けます。	農林水産課
24	農業分野における女性の活躍の促進	6次産業化*の促進、加工・直売などの取組みを推進するに当たり、女性も参加しやすいイベントや研修会等を実施し、女性の力を生かします。	農林水産課 園芸センター
25	企業における男女共同参画推進	公共調達において、男女共同参画推進企業への優遇措置を実施します。	契約課
26	地域団体における女性役員の登用推進	各種地域組織（住民自治協議会、民生委員児童委員協議会など）における女性の登用状況調査を定期的に実施し、役員への女性の登用を働き掛けます。	地域づくり推進課 社会福祉課
27	参加しやすい保育所・学校の行事等の推進	保育所等における運動会等の行事について、保護者が参加しやすい日程での開催に努めるとともに、多くの保護者・地域住民が参加できる行事や活動を推進します。	保育課 指導課

※【6次産業化】1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。1次、2次、3次それぞれの数字を合計して6次と表記している。

基本施策（１）生涯を通じた男女の健康づくり

【現状と課題】

計画策定に係る各種調査結果では、健診（検診）を８割近くが受診していますが、女性は男性に比べ定期的に受けている人が少ない状況です。また、男性の中でも若い年齢層では受けていない人が多くなっています。

本市では、平成26（2014）年３月に「東広島市健康増進計画（第２次）」を策定し、市民の心身の健康づくりと様々な疾病予防対策等を推進しています。

性別にかかわらず、生涯にわたり心身の健康を保持するために、ライフステージ・性差に応じた健康対策が必要です。

また、女性は妊娠や出産をする可能性や女性特有の疾患などがあり、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意が必要です。

【施策の方向】

①生涯にわたる健康づくりへの支援

性別に関わりなく誰もが生涯にわたって心豊かに健康に暮らせるよう、一人ひとりのライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、心身の健康の保持・増進を支援します。

	施策	取組内容	担当課
28	生活習慣病予防対策・がん対策の推進	生活習慣病予防及び疾病の早期発見、早期治療による健康の保持増進を推進するとともに、がん検診受診率の向上に取り組めます。	健康増進課
29	健康保持のための情報提供・啓発	HIV／エイズ、性感染症、薬物、飲酒、喫煙に関する情報を広報紙及び市ホームページ等に掲載し、啓発を推進します。	健康増進課
30	児童生徒に対する発達段階に応じた性に関する指導の充実	性別に関わりなくお互いに理解し、尊重し合うことの大切さについて学び、行動することができるよう、児童生徒の発達段階に応じた指導を行います。	指導課

②妊娠・出産等に関する支援

妊娠・出産期は女性の健康にとって大きな節目であることから、子どもを持つことを望む人が、心身共に安心して妊娠・出産・子育てできるよう、健康支援の充実を図るとともに、妊娠から子育てまでの切れ目ない支援に取り組みます。

	施策	取組内容	担当課
31	妊娠から子育てまでの切れ目ない支援	拡充 「出産・育児サポートセンターすくすく」において、妊娠・出産・子育てに関して、切れ目ない支援を行うため、妊娠前からライフステージに応じた啓発や相談支援体制を整備します。	こども家庭課
32	安心して妊娠・出産できる環境の整備	妊娠中の健康診査の助成、出産後の「乳児家庭全戸訪問」を行い、妊産婦と乳児の健康及び育児支援を図ります。 新規 妊娠期からのサポートプランにより、情報提供や適切な時期の健康診査を促し、出産後の不安軽減を図ります。	こども家庭課

基本施策（２）DV等あらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

計画策定に係る各種調査結果では、ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けたことがある人の相談先としては、「友人や知人」「家族」が多くみられる一方で、「どこにも相談しなかった」人が約４割いました。今後のDV対策については、「被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実」が最も多く求められています。

また、相談先の広報・周知の充実をはじめ、相談しやすい窓口の整備、そこで対応する職員の適切な対応なども求められています。

暴力のない社会を実現するためには、いかなる暴力も人権侵害であるという認識を市民へ浸透させ、暴力を許さない意識の醸成を図る必要があります。また、DV等は潜在化しやすい傾向があるため、関係機関が連携し被害の潜在化を防ぐとともに被害者が早期に安心して相談できるよう、相談員等の資質向上や相談体制の整備に努める必要があります。併せて、被害者が自立した生活を送れるよう支援を継続していくことが求められます。

また、調査結果では働く場においてセクシュアルハラスメント（セクハラ）やパワーハラスメント（パワハラ）など、様々なハラスメント被害者も男女共に一定程度みられたため、その防止に向けた意識啓発のさらなる推進と、相談体制の整備や被害者支援等、各種ハラスメント対策の推進も引き続き必要です。

【施策の方向】

①男女間のあらゆる暴力に関する相談等支援（DV対策基本計画）

いかなる暴力も人権侵害であるということを正しく理解できるよう啓発するとともに、関係機関と連携し被害者が相談しやすい体制づくりや、適切な支援体制の充実を図ります。

	施策	取組内容	担当課
33	男女間の暴力の問題に関する広報・啓発	DVをはじめ、性暴力、児童虐待における面前DV*など、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進するとともに、DV等の相談・連絡の窓口の周知に努めます。	こども家庭課 人権男女共同参画課
34	相談・支援体制の充実	DV被害者の相談に応じ、情報提供、助言、関係機関との情報共有や連携の強化に努め、迅速できめ細かな相談・支援を行います。	こども家庭課

※【面前DV】親が子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。

	施策	取組内容	担当課
35	被害者の安全確保と支援	DV・ストーカー等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行います。	市民課
36		DV・ストーカー等被害者の市営住宅入居、国民健康保険への加入、就学等の支援を行います。	住宅課 国保年金課 学事課

②各種ハラスメント防止対策の推進

企業への各種ハラスメント防止対策を働き掛けるとともに、ハラスメントのない職場環境づくりを目指します。

	施策	取組内容	担当課
37	各種ハラスメント防止対策推進	市内事業所を対象とした、研修会の開催や啓発DVDの貸出し等により、各種ハラスメント防止についての啓発を推進します。 市としても率先して職員への啓発を推進し、相談しやすい窓口の整備を行います。	産業振興課 職員課

基本施策（３）共に支え合うまちづくり

【現状と課題】

計画策定に係る各種調査結果では、男女共同参画を推進するために市が力を入れるべきこととして、「高齢者や障害のある人への介護サービスを充実する」が上位に回答され、男女共に若い年齢層では、「LGBTなど多様な性や、外国人との多文化共生などに対する理解の促進」を支持する割合が高くなっています。

高齢者、障害者のみならず、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができるよう、自立に向けた支援が必要です。また、障害のあることや外国人であることなどに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合もあることから、それぞれの実情に応じた対応が求められます。

また、防災分野で女性の活躍が必要とされる取組みとして、「防災講座や防災研修など、防災知識の習得の場への参加」をはじめ、「避難所の運営における女性リーダーの配置」や「避難所機能の充実に向けた検討」などが上位に回答されており、男女共同参画の視点に立った防災体制の構築が必要です。

【施策の方向】

① 困難を抱える人への支援

高齢であることや障害があることなど、困難を抱えている人への支援を行います。

	施策	取組内容	担当課
38	高齢者への支援	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、必要な援助を行うとともに、生きがいづくりや社会参加を促進し、高齢者自身の健康増進と介護予防を図ります。	地域包括ケア推進課
39	障害のある人への支援	障害のある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、相談対応や就労支援等を行います。	障害福祉課 産業振興課 住宅課
40	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が安定して自立した生活を送ることができるよう、相談対応や、経済的支援、就労支援等を行います。	こども家庭課 住宅課

②国際交流の促進と多文化共生意識の醸成

本市には、多様な言語や文化、習慣を持つ多くの外国人市民が暮らしています。こうした多様性を生かしつつ交流を進めるとともに、日本人と外国人双方に異文化理解を深める啓発も行い、多文化共生意識を醸成します。

	施策	取組内容	担当課
41	国際交流の促進	各種国際交流事業の実施や、関係団体の国際交流事業への支援を行い、国際交流活動を促進します。	政策推進監 教育総務課
42	多文化共生意識の醸成	多文化共生に関する啓発や日本人と外国人の相互理解を促進する取組みを行うことにより、多文化共生意識の醸成を図ります。	政策推進監 指導課

③防災における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。

	施策	取組内容	担当課
43	男女共同参画の防災対策	自主防災組織における男女共同参画の啓発や、男女共同参画の視点に立った避難所の運営を行います。	危機管理課

第 5 章 施策目標の指標

第5章 施策目標の指標

基本目標	基本施策	施策目標の指標	現状	目標
			平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度
Ⅰ 人づくり	(1) 人権尊重を踏まえた男女共同参画の意識づくり	①「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に反対する人の割合	60.3%	80%以上
		②男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数	584人	1,000人以上
	(2) 学びの場における男女共同参画の推進	③男女共同参画等に関する出前講座等の参加人数	109人	150人以上

【目標値算出根拠】

- ①H30市民意識調査結果より、「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に「どちらかといえば賛成している」と答えた人の割合の半数が次回の調査時には「反対」となることを目標として設定。
- ②過去の平均参加者数を基に設定。
- ③過去の平均参加者数を基に設定。

基本目標	基本施策	施策目標の指標	現状	目標
			平成30 (2018) 年度	令和6 (2024) 年度
Ⅱ 環境づくり	(1) 働く場における女性の活躍推進	④「職場」において男女の地位が平等だと思う人の割合	29.8%	50%以上
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	⑤働く人の「生活の中で仕事に費やす時間と労力が占める割合」	61.5% (常勤職男女の平均)	50%以下 (常勤職男女の平均)
		⑥仕事と家庭の両立支援登録企業数（広島県事業）	99社	130社以上
		⑦ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の割合	31.5%	55%以上
	(3) 地域社会活動における男女共同参画の推進	⑧「地域社会」において男女の地位が平等だと思う人の割合	26.2%	35%以上
		⑨市の審議会等に占める女性委員の割合	31.3%	35%以上
		⑩女性委員のいない審議会等	7	0
		⑪市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合	23.5%	30%以上

【目標値算出根拠】

- ④H30市民意識調査結果より、「職場」において「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合の半数が次回の調査時には「平等」となることを目標として設定。
- ⑤第2次計画の目標が未達成のため、第2次計画の目標値を継続。
- ⑥過去の登録企業数の増加数を基に設定。
- ⑦H30事業所アンケート結果より、ワーク・ライフ・バランスに「労働関係法等で定められた範囲で取り組んでいる」、「現在、取り組んでいないが、今後、取り組んでいきたい」と答えた事業所等の割合の半数が次回の調査時には「積極的に取り組んでいる」となることを目標として設定。
- ⑧第2次計画の目標が未達成のため、第2次計画の目標値を継続。
- ⑨過去の増加割合、国、県の目標値を考慮し設定。
- ⑩第2次計画の目標が未達成のため、第2次計画の目標値を継続。
- ⑪第2次計画の目標が未達成のため、第2次計画の目標値を継続。

基本 目標	基本施策	施策目標の指標	現状	目標
			平成30 (2018) 年度	令和 6 (2024) 年度
Ⅲ 安心づくり	(1) 生涯を通じた男女の健康づくり	⑫健康診断やがん検診を定期的に毎年受けている人の割合	61.6%	70%以上
		⑬子宮頸がん検診の受診率	18.9%	50%
		⑭乳がん検診の受診率	17.3%	50%
		⑮初妊婦の妊娠・出産包括支援事業の利用割合	50.5%	85%
	(2) DV等あらゆる暴力の根絶	⑯配偶者や恋人の間で「平手でうつ」「なぐるふりをしておどす」行為は暴力だと認識する人の割合	平手でうつ 77.6% なぐるふりをしておどす 71.5%	平手でうつ 90%以上 なぐるふりをしておどす 80%以上
		⑰配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない人の割合	20.3%	10%以下
	(3) 共に支え合うまちづくり	⑱多文化共生事業参加者数	3,027人	3,600人
		⑲地域防災リーダーに占める女性の割合	—	30%

【目標値算出根拠】

- ⑫第2次計画の目標が未達成のため、第2次計画の目標値を継続。
- ⑬国、県の目標値に準ずる。
- ⑭国、県の目標値に準ずる。
- ⑮過去の参加者数の伸び率を基に設定。
- ⑯第2次計画の目標が未達成のため、第2次計画の目標値を継続。
- ⑰現状の半数以下となることを目標として設定。
- ⑱過去の参加者数の伸び率を基に設定。
- ⑲国の「市町村防災会議の委員に占める女性の割合」の目標値30%に準ずる。

第 6 章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

男女共同参画に係る施策は広範囲に及ぶことから、全庁で取り組む必要があります。

そのため、市長を会長とする「東広島市男女共同参画推進会議」を定期的で開催し、関連部局と連携し、施策の総合的かつ効果的な推進と進行管理を行います。

また、市職員に対する男女共同参画に関する研修などの機会を通じて、職員の意識を啓発し、施策の実効性を高めます。

(2) 男女共同参画推進審議会

男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者や関連団体、市民の代表者などで構成されている「男女共同参画推進審議会」に対し、本計画の実施状況の点検及び評価や男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や提言を求め、施策に反映していきます。

2 参画と協働による推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民や事業所、各種関係団体等と行政との協働による推進が重要であるとともに、市民一人ひとりが自分自身に関わることとして主体的に様々な活動に参画し、行動していくことが大切です。

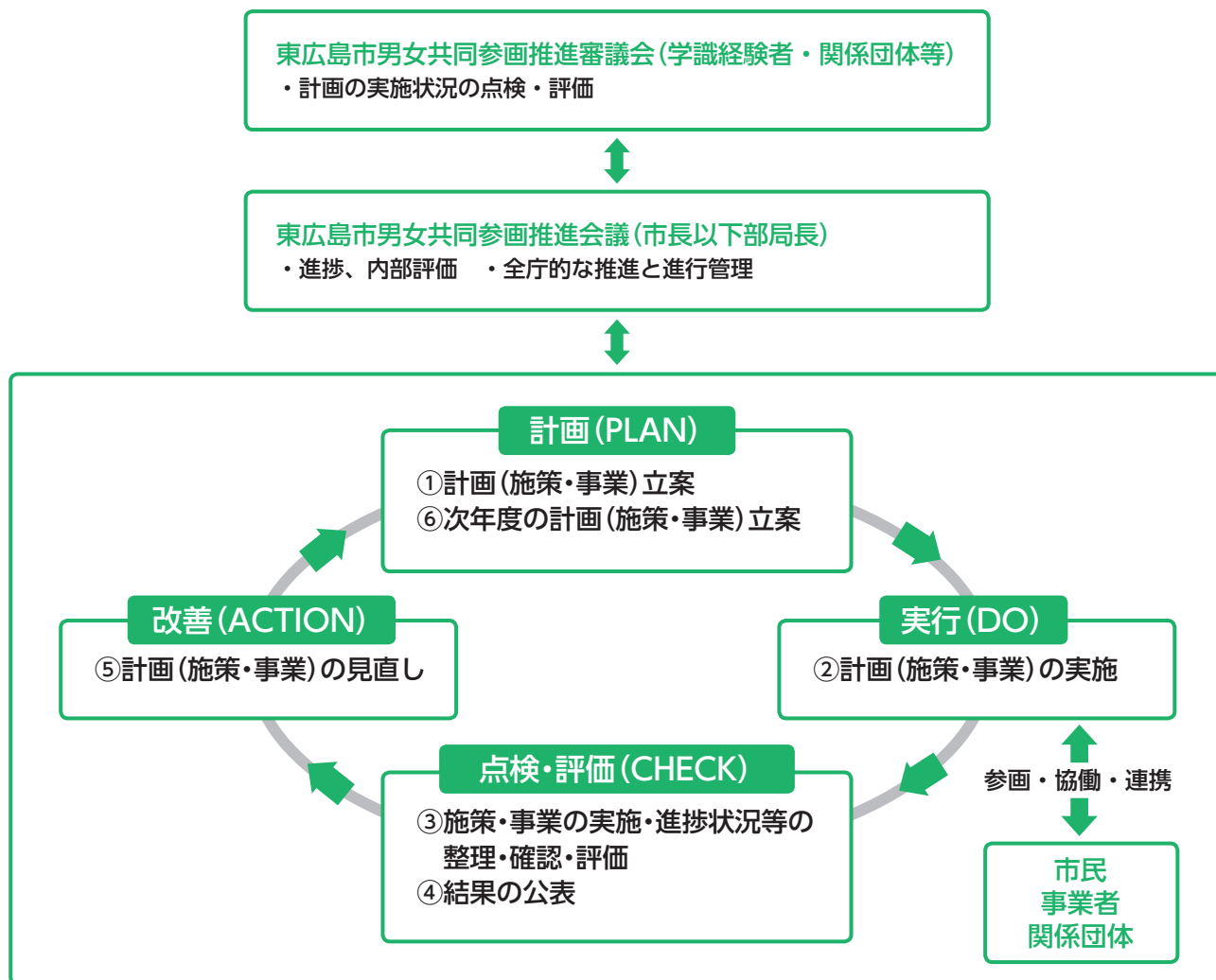
そのため、広く市民に本計画の内容を周知し、意識の醸成に努め協働することにより、全市的な活動の展開を目指します。

また、本市には複数の大学が立地し多くの学生や大学関係者が居住しています。これらの大学と地域、行政が連携を深め、大学が有する人材や専門的知識、学生が持つ行動力を生かした施策の展開に取り組みます。

さらに、円滑な活動を促進するため、「東広島市男女共同参画推進室（エスポワール）」を拠点とし、男女共同参画に関する情報提供や講座の実施、相談事業などを行い、市民にとってより親しみやすい施設となるよう、機能の充実を図ります。

3 計画の進行管理

男女共同参画社会の実現につながる施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）により改善を図ります。また、国や県の取組みとの整合や、市民等を対象としたアンケート調査を定期的実施し、市民の意見や提案を本計画に反映するよう配慮します。



資料編

1	東広島市男女共同参画推進審議会規則	43
2	計画策定の経緯	46
3	東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査結果 …	47
4	第3次東広島市男女共同参画推進計画策定のための座談会の概要……………	58
5	東広島市男女共同参画に関する意見聴取の概要	58
6	パブリックコメント（意見公募）の概要	58
7	男女共同参画のあゆみ	59
8	用語解説（五十音順）……………	63
9	男女共同参画社会基本法	65
10	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）……………	68
11	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）……	75

1 東広島市男女共同参画推進審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 東広島市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画を推進するための施策に関すること。
- (3) 計画の実施状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部人権男女共同参画課において処理する。

(一部改正〔平成28年規則28号〕)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

【東広島市男女共同参画推進審議会委員名簿】

No	委員名	所属団体・役職等	備考
1	おち 越智 貞	シャープ株式会社 通信事業本部 課長	
2	こさか 小坂 哲也	広島国際大学 医療福祉学部 医療福祉学科学科長	副会長
3	こしょうぶ 小勝負 千恵	FM東広島 局長	
4	ざいま 財満 としこ 俊子	東広島市農業委員会 農地利用最適化推進委員	
5	さかこし 坂越 かよこ 佳代子	エスポワール登録団体	
6	さかた 坂田 きりこ 桐子	広島大学 大学院総合科学研究科 教授	会長
7	さかもと 坂本 きみこ 公子	東広島竹原人権擁護委員協議会 副会長	
8	たかはし 高橋 ひでこ 秀子	自治組織「you愛sunこうち」 副会長	
9	つもり 津森 つよし 毅	東広島市教育委員会 教育長	
10	ひろかわ 廣川 ちえ 知恵	連合賀茂豊田地域協議会	
11	ふじもと 藤本 ちさと 千里	人間環境大学 松山看護学部看護学科 准教授	
12	まつお 松尾 ゆうすけ 祐介	東広島市 副市長	

令和2（2020）年3月現在・50音順・敬称略

2 計画策定の経緯

年度	期日	項目	内容
平成29 (2017) 年度	3月	平成29（2017）年度 第2回男女共同参画推進審議会	市民意識調査の調査項目について審議
平成30 (2018) 年度	11月	平成30（2018）年度 第1回男女共同参画推進審議会	市民意識調査等の調査項目について審議
	11～12月	市民意識調査・事業所アンケート調査の実施	市民2,000人、事業所200件を対象に郵送調査
	3月	平成30（2018）年度 第2回男女共同参画推進審議会	市民意識調査等結果報告書について審議
	3月	市民意識調査・事業所アンケート報告書作成	
令和元 (2019) 年度	6～7月	男女共同参画に関する関係団体、住民自治協議会等への意見聴取の実施	市内関係団体、住民自治協議会等へ「意見聴取シート」を送付
	8月	座談会（グループインタビュー）の実施	関係団体に座談会形式で意見聴取
	8月	令和元（2019）年度 第1回男女共同参画推進審議会	第3次計画骨子案について審議
	10月	令和元（2019）年度 第2回男女共同参画推進審議会	第3次計画素案について審議
	11月～12月	パブリックコメント（意見公募）	第3次計画素案について意見公募
	1月	令和元（2019）年度 第3回男女共同参画推進審議会	第3次計画について審議

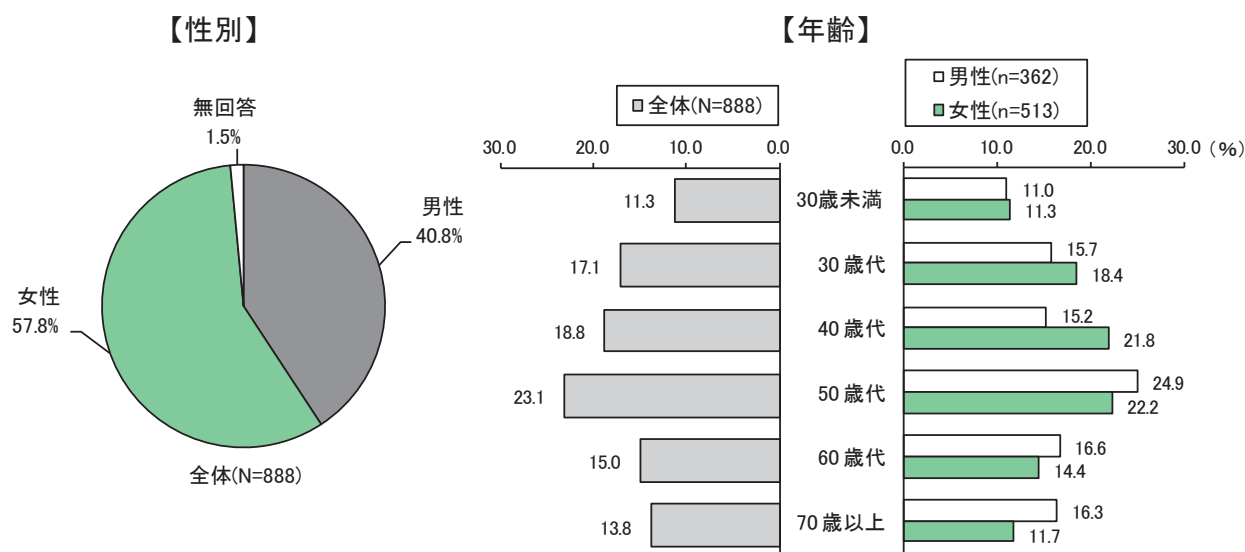
3 東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査結果

<調査の目的>

「第3次東広島市男女共同参画推進計画」の策定に当たって、市民や事業所の男女共同参画に関する意識や実態、問題点や意見等を把握し、計画策定のための基礎資料とするとともに、今後の東広島市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的として実施した。

	市民	事業所
調査対象	18歳以上の市民 2,000人	市内に所在する事業所（本社や支社などが他の地域に所在する事業所を含む）
調査方法	郵送配布～郵送回収	郵送配布～郵送回収
調査期間	平成30（2018）年11～12月	平成30（2018）年11～12月
回収結果	配布数 2,000件 有効回収数 888件 有効回収率 44.4%	配布数 200件 有効回収数 73件 有効回収率 36.5%

<回答者の属性（市民）>



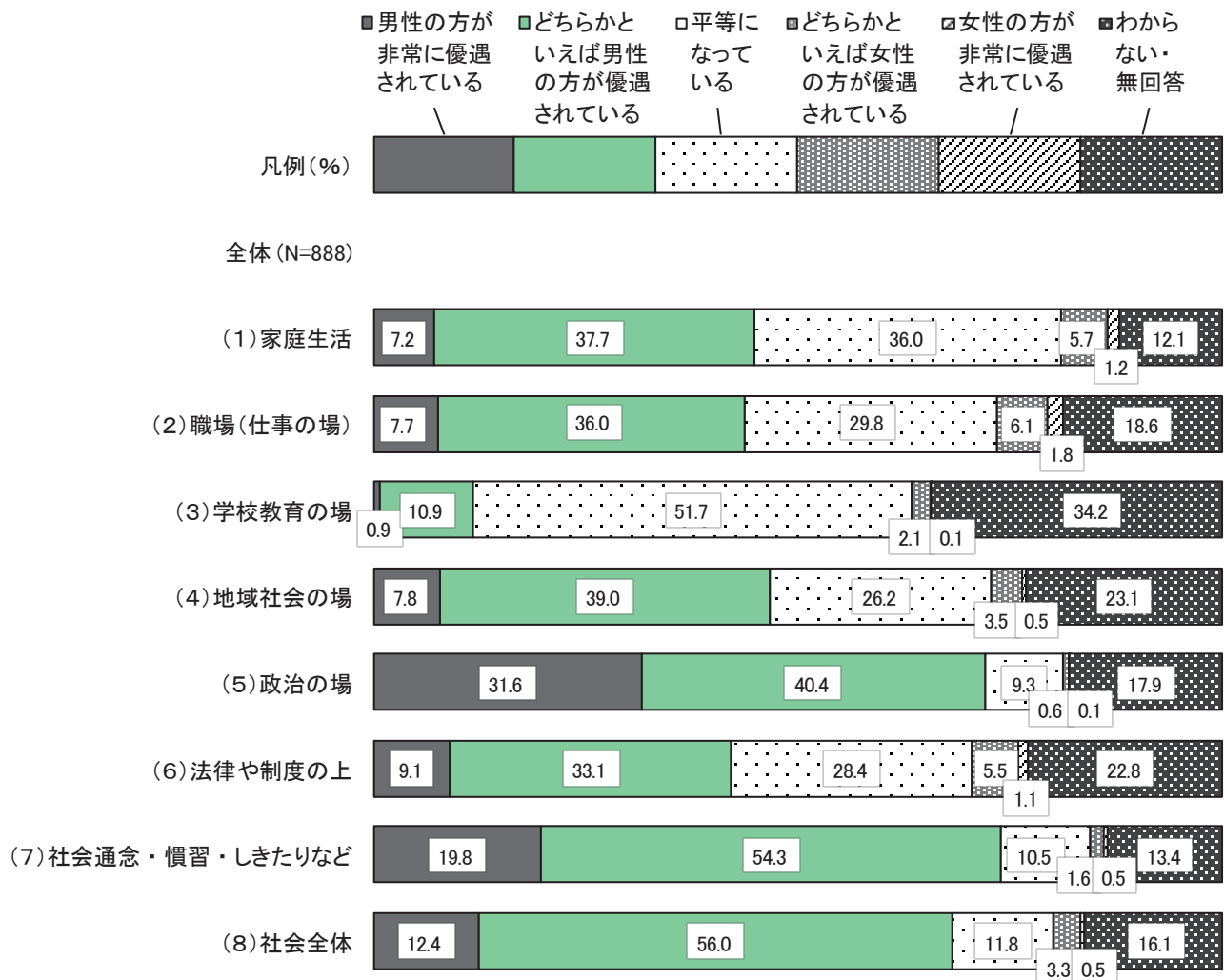
<留意事項>

- (1) 集計は小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。
- (2) 2つ以上の回答を可能とした（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合がある。
- (3) 数表、図表、文中に示すNは、比率算出上の基数（標本数）である。全標本数を示す「全体」を「N」、「該当数」を「n」で表記している。
- (4) 図表中においては見やすさを考慮し、回答割合が極端に少ない数値（例：0.0%、0.1%など）は、図と干渉して見えにくい場合などに省略している場合がある。また、複数回答の図表中においては、見やすさを考慮し、回答割合の高い順に並べ替えて表記している場合がある。

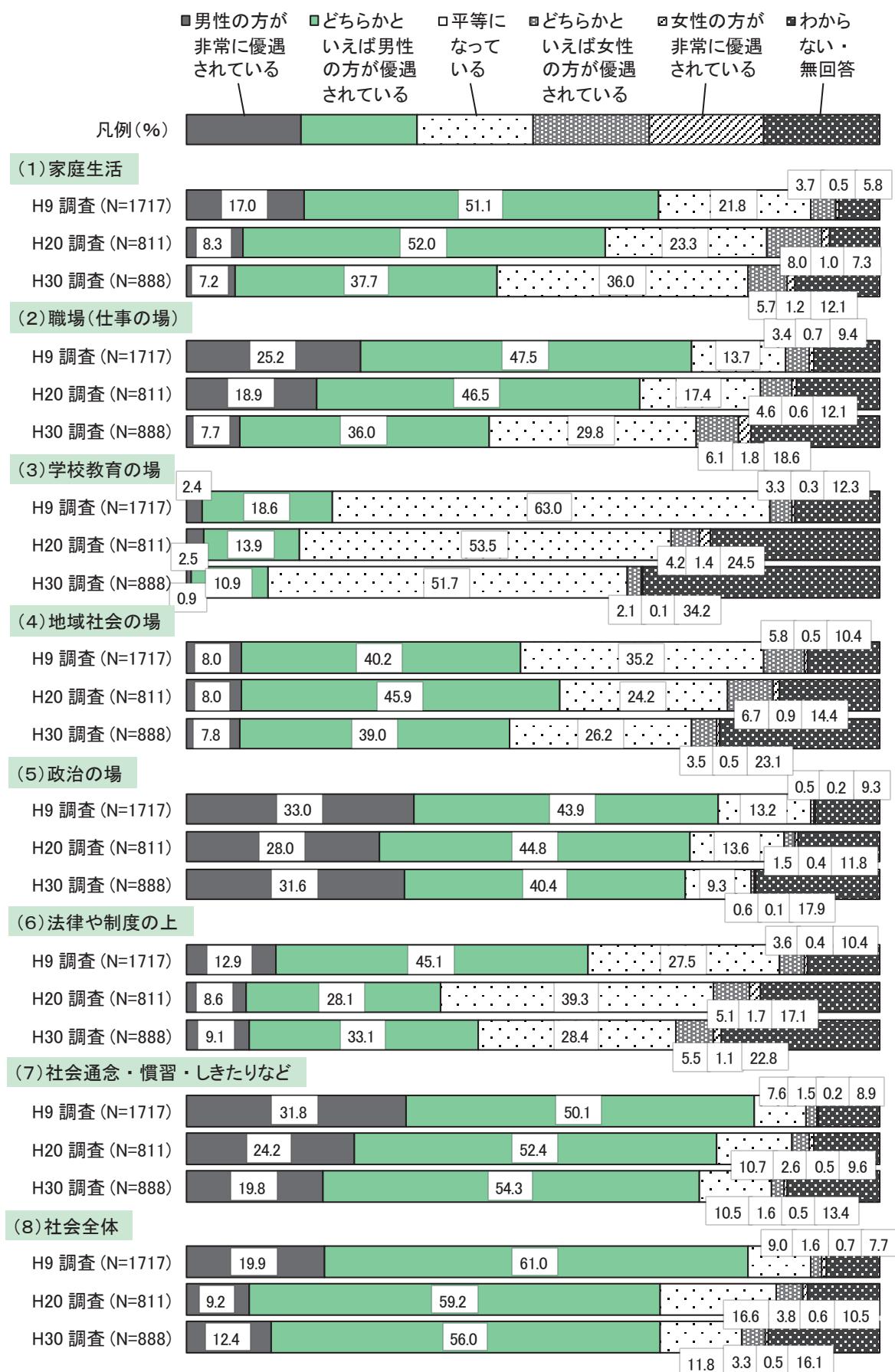
<結果>

(1) 男女の平等意識について

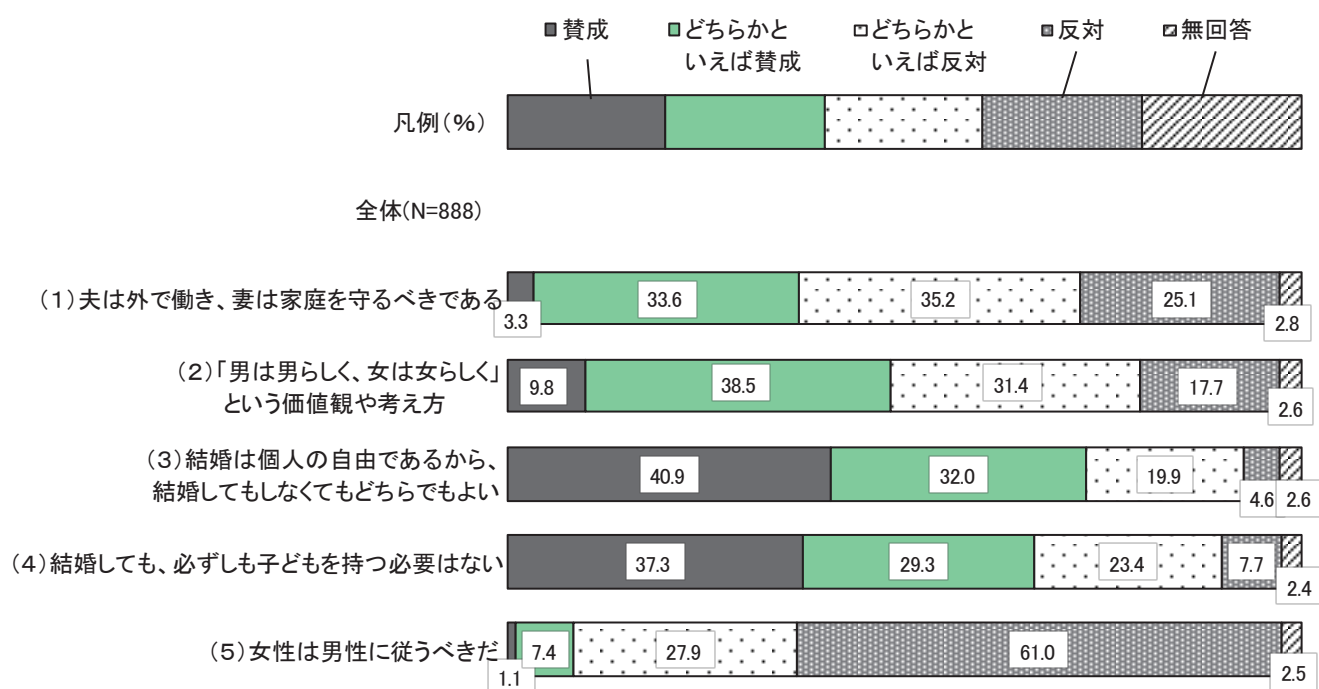
【市民意識調査／男女の平等意識】



【時系列比較／男女の平等意識】

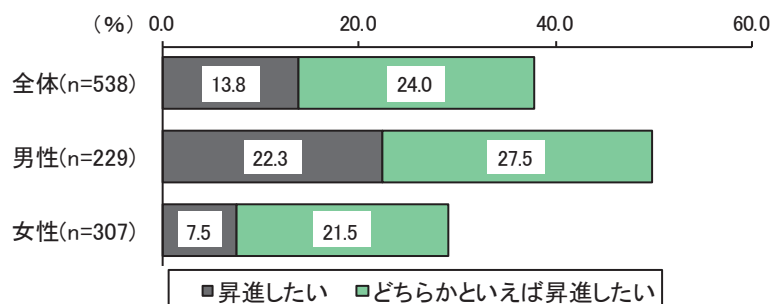


【市民意識調査／家庭生活と男女の役割について】

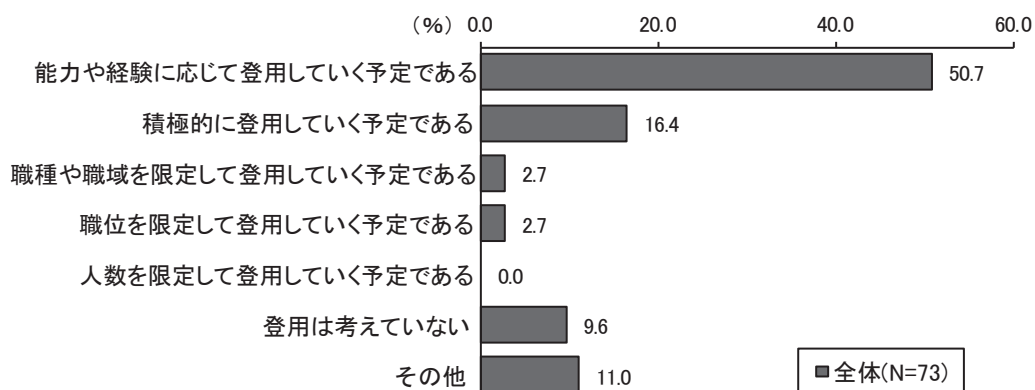


(2) 政策・方針決定過程における男女共同参画について

【市民意識調査／管理職への昇進意向】



【事業所アンケート調査／女性管理職の登用について】

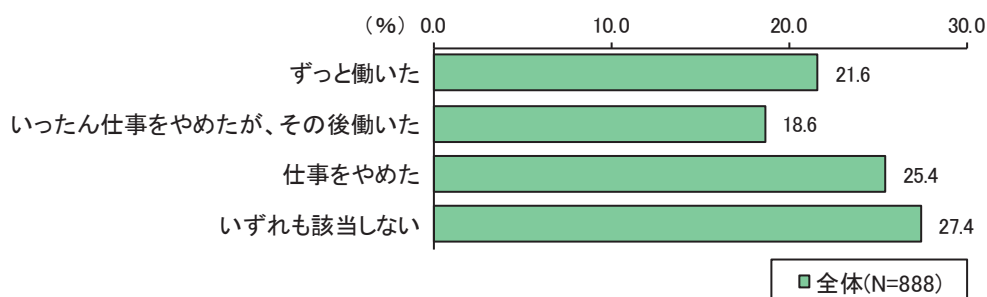


【事業所アンケート調査／女性を管理職に登用することの問題点】

順位	女性を管理職に登用することの問題点 (N=73)	回答割合 (%)
1位	女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない	23.3
2位	女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求しにくい	20.5
3位	管理能力の面で、女性の適任者が少ない	15.1
4位	目標となる女性の先輩職員がいないので、次が育たない	9.6
5位	女性登用の機運が盛り止がっていない	9.6
6位	管理職になってもらいたい女性はあるが、在職年数などの条件を満たしていない	6.8
7位	業務内容の性質上、女性には管理職を任せられない、あるいは向いていない	5.5
8位	上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解が不十分な点がある	4.1
9位	女性はすぐやめてしまうので、人材として育てにくい	1.4
10位	顧客が女性管理職を嫌がる	0.0
-	特に問題はない	47.9

(3) 職業生活における女性の活躍推進について

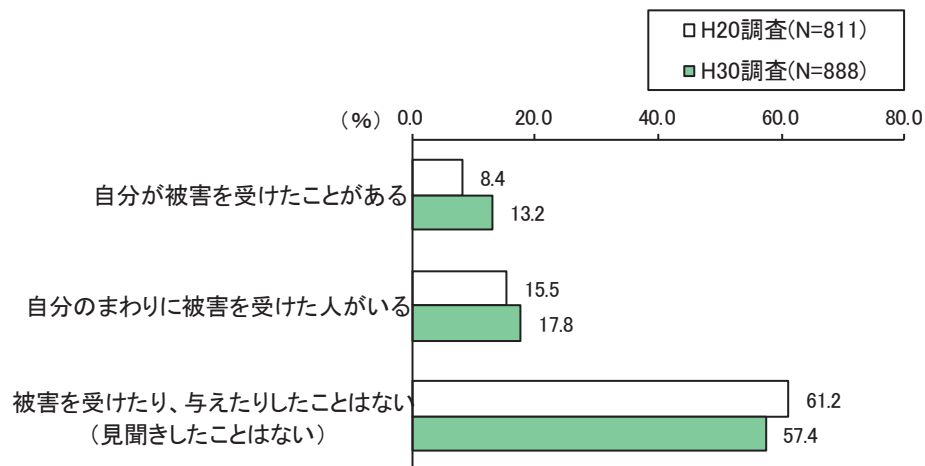
【市民意識調査／ライフステージの節目の働き方】



【市民意識調査／各種ハラスメントについて「自分が被害を受けたことがある」割合】

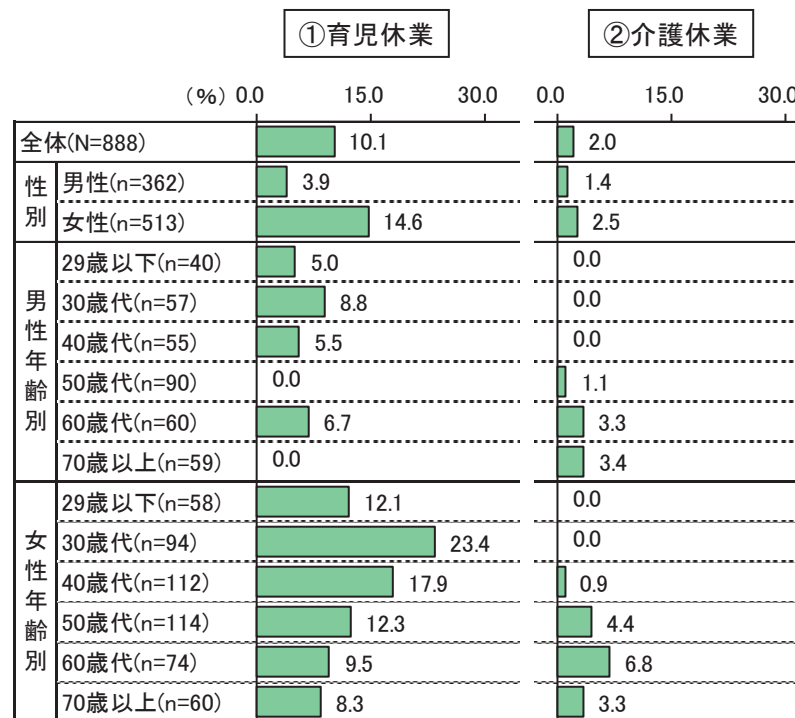
		①セクハラ	②パワハラ	③マタハラ	④パタハラ
		(%) 0.0 20.0 40.0	0.0 20.0 40.0	0.0 20.0 40.0	0.0 20.0 40.0
全体(N=888)		13.2	24.4	2.5	0.1
性別	男性(n=362)	1.9	20.7	0.3	0.3
	女性(n=513)	20.9	27.3	3.9	0.0
男性年齢別	29歳以下(n=40)	2.5	27.5	0.0	0.0
	30歳代(n=57)	1.8	26.3	0.0	1.8
	40歳代(n=55)	3.6	23.6	0.0	0.0
	50歳代(n=90)	1.1	20.0	0.0	0.0
	60歳代(n=60)	3.3	23.3	1.7	0.0
	70歳以上(n=59)	0.0	6.8	0.0	0.0
女性年齢別	29歳以下(n=58)	19.0	29.3	1.7	0.0
	30歳代(n=94)	34.0	33.0	8.5	0.0
	40歳代(n=112)	17.9	26.8	4.5	0.0
	50歳代(n=114)	24.6	30.7	2.6	0.0
	60歳代(n=74)	14.9	23.0	2.7	0.0
	70歳以上(n=60)	8.3	16.7	1.7	0.0

【時系列比較／セクハラに関する経験】



(4) 仕事と生活の調和について

【市民意識調査／育児休業や介護休業を「取得したことがある」割合】



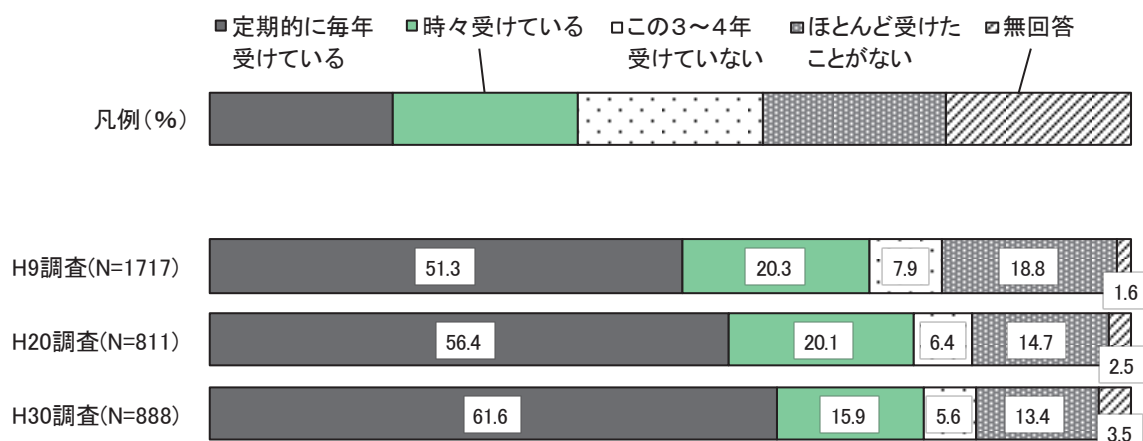
【市民・事業所調査／男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと (上位項目)】

順位	男女が共に働きやすい社会環境をつくるために必要なこと	市民(N=888) 回答割合 (%)	事業所(N=73) 回答割合 (%)
1位	男女で家事や育児、介護などに協力して取り組む	55.1	43.8
2位	保育サービスや介護サービスなどを充実させ、誰もが利用できるようにする	51.6	35.6
3位	育児休業や介護休業などを利用しやすくする	35.8	50.7
4位	パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる	24.1	16.4
5位	職場での男女の昇進や賃金などの格差をなくす	17.6	11.0
6位	残業を減らす(※)	16.7	20.5
7位	男女の雇用機会(採用、勤務条件など)を均等にする	15.8	13.7
8位	職場でのハラスメント(いやがらせ)の防止に努める	15.0	23.3

※事業所では「労働時間を短縮する」

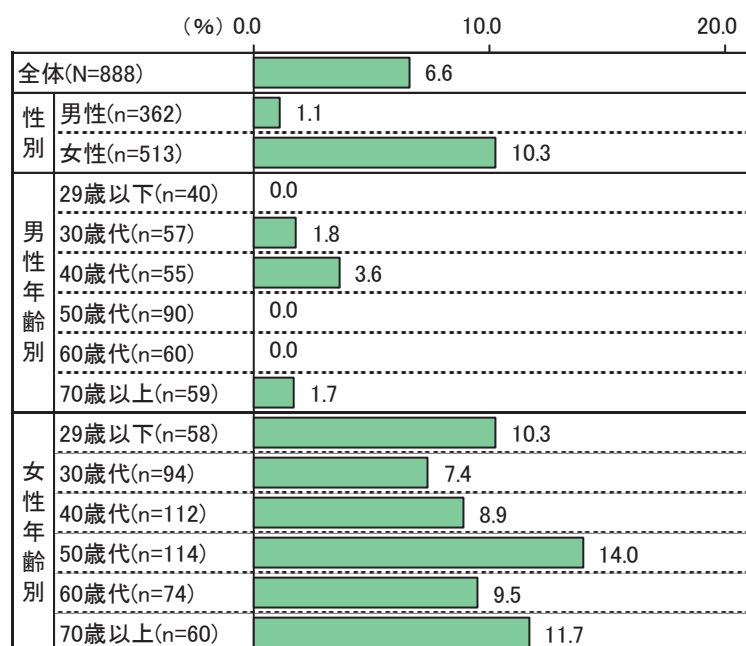
(5) 健康づくりについて

【時系列比較／健康診断やがん検診の受診状況】



(6) あらゆる暴力の根絶について

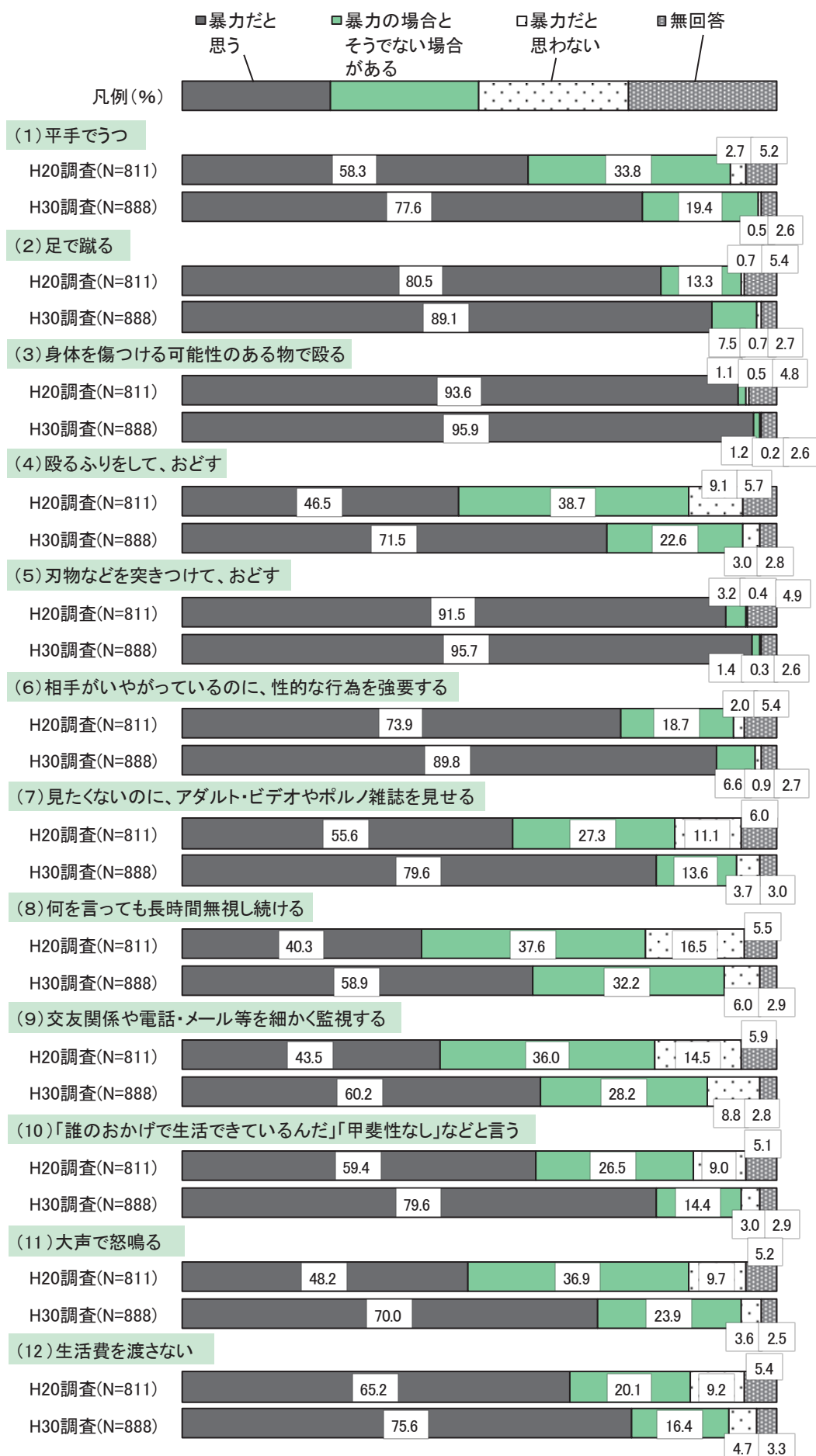
【市民意識調査／DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合】



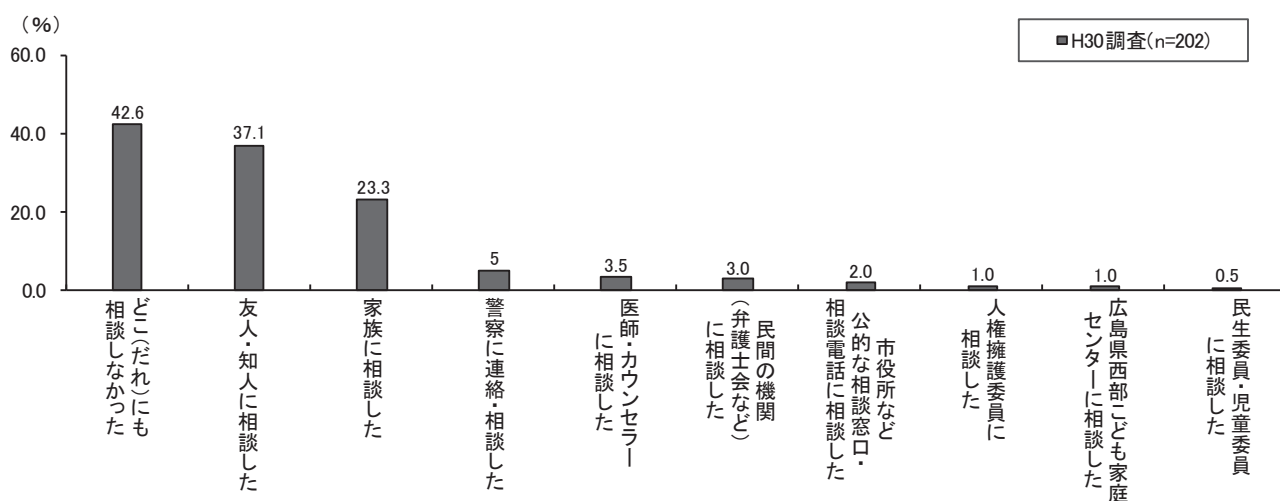
【市民意識調査／DVに対する必要な取組み】

順位	DVに対する必要な取組(N=888)	回答割合(%)
1位	被害者が相談しやすい環境づくりや相談窓口の充実	61.5
2位	被害者の一時保護を行う緊急避難場所(シェルター)などの整備	40.3
3位	被害者家庭の子どもへのサポートの充実	29.4
4位	被害者のカウンセリングなど、精神的な援助の充実	29.1
5位	学校での暴力を防止するための学習等の場の充実	24.4
6位	DVに関する広報・啓発活動の積極的な実施	20.4
7位	家庭や地域での暴力を防止するための学習等の場の充実	20.4
8位	加害者の更生に向けた対策やサポートの充実	18.6
9位	メディア・リテラシー教育の充実	5.3

【時系列比較／ドメスティック・バイオレンスの認識】



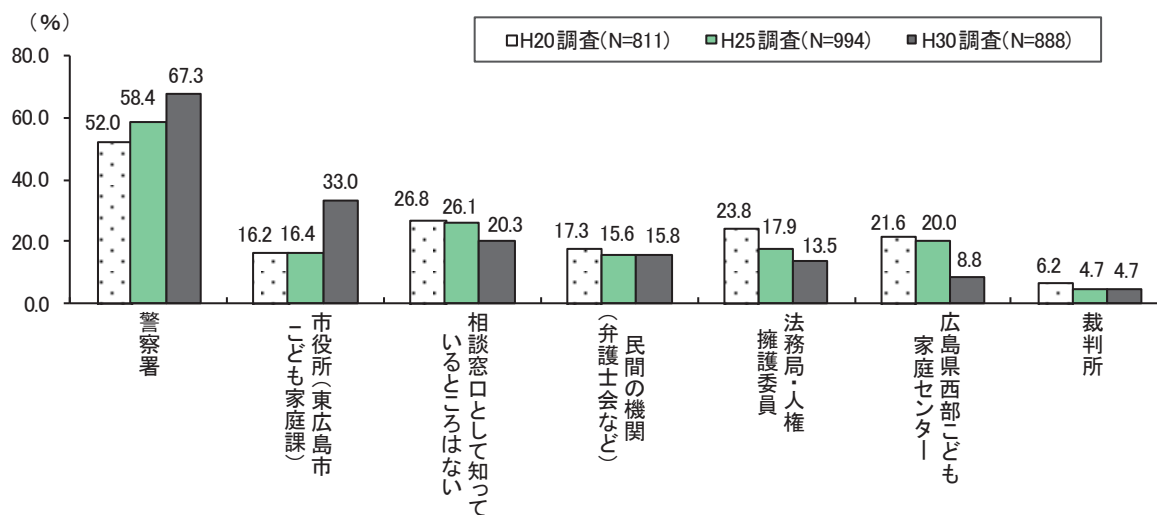
【時系列比較／DV経験者の相談状況】



注1：「自分が被害を受けたことがある、自分のまわりに被害を受けた人がいる」人を母数として集計している。

注2：「無回答」は表記から省略している。

【時系列比較／暴力に関する相談窓口の認知状況】

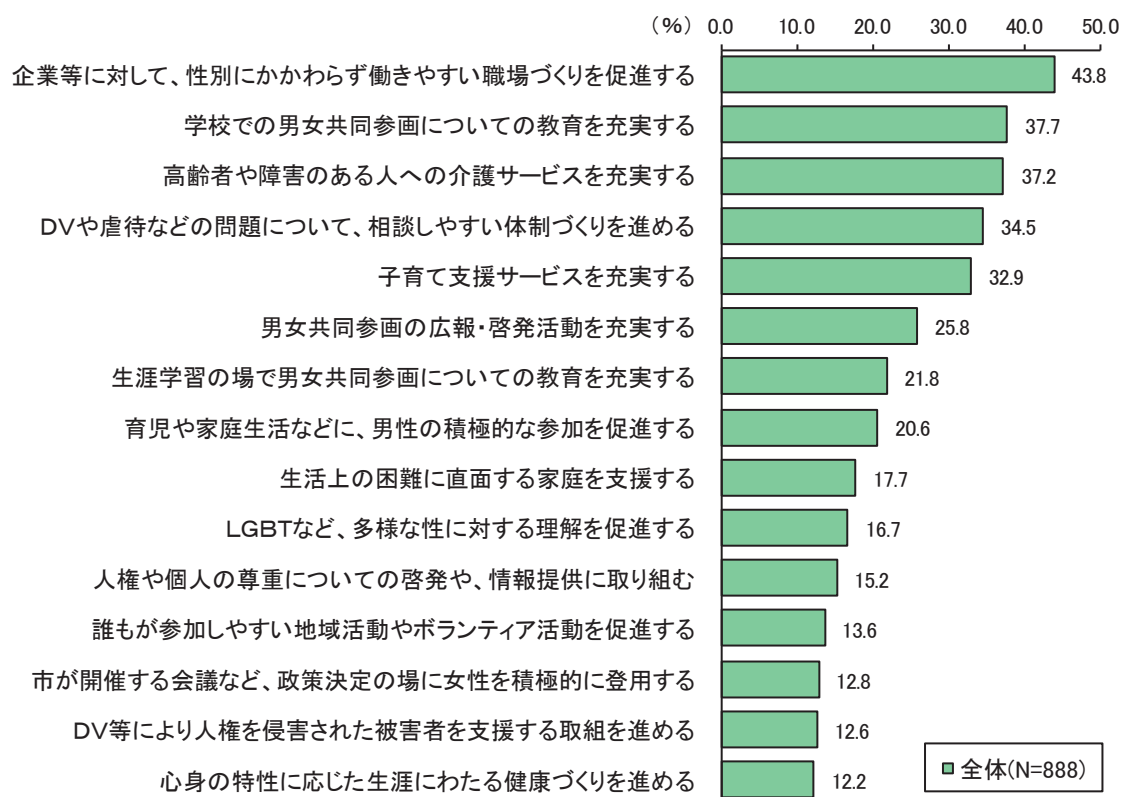


注1：H20、H25の調査結果については、「広島県西部こども家庭センター」は「配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭センター）」の結果を表示している。

注2：「その他」「無回答」は、表記から省略している。

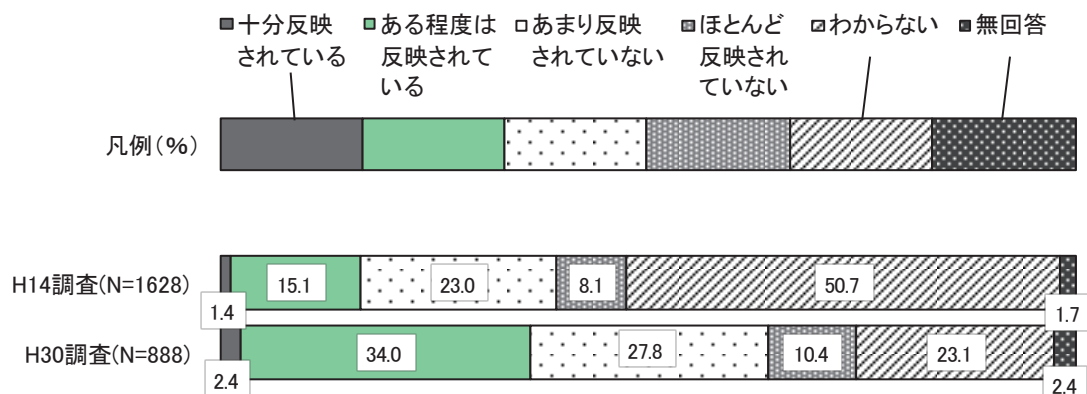
(7) 男女共同参画に関する施策等について

【市民意識調査／男女共同参画の推進に市が力を入れるべきこと（上位項目）】

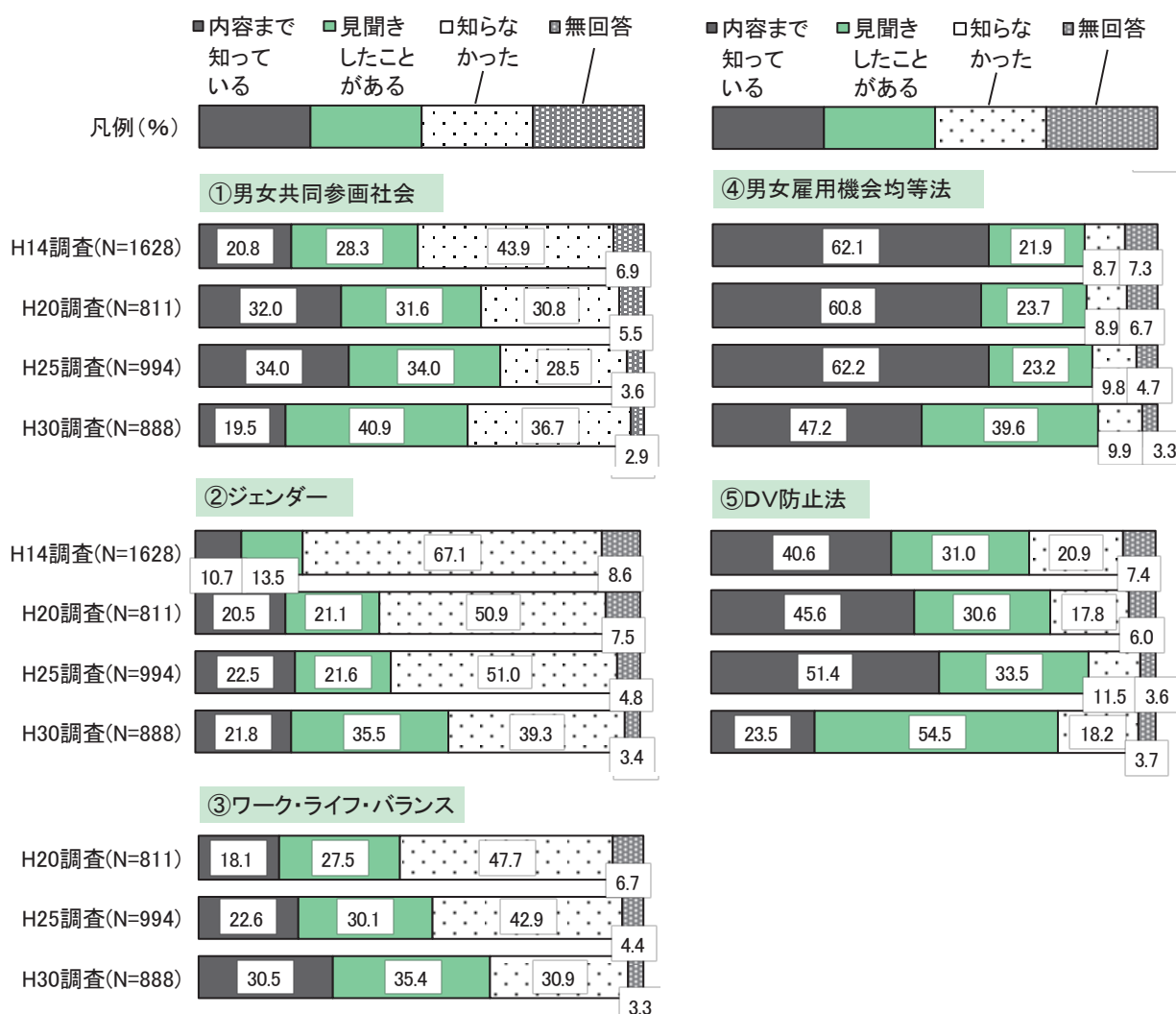


注：選択肢については、一部要約している項目がある。

【時系列比較／行政に対する女性の意見の反映について】



【時系列比較／男女共同参画に関する用語の認知状況】



注1：H14、H20、H25の調査結果について、「内容まで知っている」は「よく知っている」「内容（意味）を多少は知っている」の合計、「見聞きしたことがある」は「名称（言葉）は知っている」の結果を表示している。

注2：「③ワーク・ライフ・バランス」についての調査は、H14は実施していない。

【用語の説明】

①男女共同参画社会	性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分に発揮することができる社会のこと。
②ジェンダー	しきたりや慣習など、社会的、文化的につくられた「男らしさ」「女らしさ」という性別に関する意識。
③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスをとり、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。
④男女雇用機会均等法	職場における男女の差別を禁止し、募集、採用、配置・昇進、教育訓練、解雇などの面で平等に扱うことを定めた法律。 (雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)
⑤DV防止法	配偶者からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として平成13（2001）年に制定された法律。 (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

4 第3次東広島市男女共同参画推進計画策定のための座談会の概要

<調査概要>

男女共同参画に関係の深い団体の方々にお集まりいただき、男女共同参画のあり方についてのご意見や、個人・地域・企業での取組みの方向性などについて、様々な視点からご意見やアドバイスを伺った。

実施日	参加団体・人数
令和元（2019）年8月19日	6団体6人
令和元（2019）年8月23日	5団体5人

5 東広島市男女共同参画に関する意見聴取の概要

<調査概要>

各分野で活躍されている団体等の方々に、アンケート形式で男女共同参画についてのご意見をお伺いした。

実施時期	令和元（2019）年6～7月
調査方法	郵送
配布数	84件
有効回収数	46件
有効回収率	54.8%

6 パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画の素案を市のホームページ及び市役所人権男女共同参画課、各支所・出張所・地域センター・生涯学習センター・図書館・人権センター、エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）で公開し、パブリックコメントを実施した。

募集期間	令和元（2019）年11～12月
意見提出数	7人15件
地域別提出者数	西条3人、八本松1人、志和1人、黒瀬1人、豊栄1人
年代別意見提出者数	50代2人、60代2人、70代2人、80代1人

7 男女共同参画のあゆみ

	国際機関等	国	広島県	東広島市
昭和50年 (1975)	・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画 推進本部」、「婦人問題担 当室」設置		
昭和52年 (1977)	国連婦人の十年	・「国内行動計画」策定	・女性行政の窓口を青少年 婦人対策室に設置 ・「婦人問題行政連絡協議会」 設置	
昭和54年 (1979)		・「女子差別撤廃条約」採択 (第34回国連総会)	・青少年婦人対策室を青少 年婦人課に組織改正 ・「広島県婦人対策推進会議」 設置	
昭和55年 (1980)		・「国連婦人の十年」中間年 世界会議開催(コペンハー ゲン) ・「国連婦人の十年後半期行 動プログラム」採択	・推進会議「広島県の婦人 の地位向上と社会参加を 進めるための提言」提出	
昭和56年 (1981)		・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目 標」策定	
昭和57年 (1982)			・広島県新長期総合計画に 「婦人の地位向上と社会参 加の促進」の項目設定	
昭和60年 (1985)		・「国連婦人の十年」最終年 世界会議開催(ナイロビ) ・「(西暦2000年に向けての 婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略)」採択	・「国籍法」改定 ・「男女雇用機会均等法」公 布 ・「女子差別撤廃条約」批准 ・「労働者派遣法」公布	
昭和61年 (1986)		・「男女雇用機会均等法」施 行 ・「労働者派遣法」施行	・広島県発展計画に「婦人 対策の推進」の項目設定 ・婦人総合センター基本構 想発表 ・「広島県婦人対策推進懇話 会」設置	
昭和62年 (1987)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定		・「東広島市婦人組織連絡協 議会」設置
昭和63年 (1988)			・懇話会「婦人対策推進の ために～男女共同参加型 社会システムへの転換～」 提出 ・「広島県女性プラン」策定 ・「財団法人広島県女性会議」 設立	・「東広島市婦人対策懇話会」 設置
平成元年 (1989)			・広島県婦人総合センター 「エソール広島」開館	
平成2年 (1990)	・国連経済社会理事会「婦 人の地位向上のためのナ イロビ将来戦略」に関する 第1回見直しと評価に伴 う勧告及び結論」採択			・懇話会「東広島市婦人対 策推進への提言」提出 ・「東広島市婦人対策基本計 画策定委員会(東広島市 女性プラン策定委員会)」 設置
平成3年 (1991)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画(第一次 改定)」策定 ・「育児休業法」公布	・青少年婦人課を青少年女 性課に組織改正 ・「広島県女性対策推進懇話 会」設置	・「東広島女性プラン」策定
平成4年 (1992)		・「育児休業法」施行	・懇話会「男女共同参画型 社会の構築を目指して」 提言 ・「広島県女性プラン(第一 次改定)」策定	・「エスポワール(東広島市 女性計画推進室21)」設 置 ・「東広島市婦人組織連絡協 議会」を「東広島女性会議」 に組織改正
平成5年 (1993)		・「パートタイム労働法」公 布・施行		
平成6年 (1994)		・総理府に「男女共同参画室」 設置 ・「男女共同参画推進本部」 設置	・「広島県婦人総合センター」 を「広島県女性総合セン ター」に名称変更	・社会課青少年女性係設置

	国際機関等	国	広島県	東広島市
平成7年 (1995)	・第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正、「育児・介護休業法」公布 ・ILO156号条約（家族的責任を有する労働者条約）批准		
平成8年 (1996)		・「男女共同参画2000年プラン」策定		・行動計画推進状況調査並びに実施計画作成 ・社会課青少年女性係を市民生活課女性政策係に組織改正 ・「東広島市男女共同参画推進会議」設置 ・「東広島市男女共同参画推進懇話会」設置
平成9年 (1997)		・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「育児・介護休業法」の改正		・「エスポワール（東広島市女性計画推進室21）」設置及び管理規則制定 ・「エスポワール活動推進員」設置 ・「男女共同参画社会づくりモデル市町村事業」実施（平成10（1998）年まで2年間） ・「東広島市男女共同参画のまちづくり実行委員会」設置 ・「東広島市男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査」実施
平成10年 (1998)			・懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 ・「広島県男女共同参画プラン」策定 ・「広島県男女共同参画推進本部」設置	
平成11年 (1999)		・「（改正）男女雇用機会均等法」施行 ・「（改正）育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・「広島県男女共同参画懇話会」設置	・懇話会「東広島市における男女共同参画社会の実現に向けて」提言 ・市民生活課男女共同参画係に係名変更
平成12年 (2000)	・女性2000年会議開催（ニューヨーク） ・「政治宣言」、「成果文書」採択	・「ストーカー規制法」公布 ・「男女共同参画基本計画」策定		・「東広島市男女共同参画推進計画」策定
平成13年 (2001)		・中央省庁再編により、内閣府に「男女共同参画局」設置 ・「男女共同参画会議」設置 ・「DV防止法」公布・施行 ・「育児・介護休業法」の改正、一部施行（育児休業の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等）	・青少年女性課を男女共同参画推進室に組織改正 ・懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向けての基本的な考え方について」提言 ・「広島県男女共同参画推進条例」公布	
平成14年 (2002)		・「（改正）育児・介護休業法」全面施行	・「広島県男女共同参画推進条例」施行 ・「広島県男女共同参画審議会」設置 ・審議会に「広島県男女共同参画の推進に関する基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申	・「東広島市男女共同参画のまちづくりに関する市民意識調査」実施 ・市民生活課男女共同参画係を人権推進課男女共同参画係に組織改正
平成15年 (2003)		・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・「少子化社会対策基本法」公布	・「広島県男女共同参画基本計画」策定	

	国際機関等	国	広島県	東広島市
平成16年 (2004)		・「DV防止法」の改正 ・「(改正) DV防止法」施行 ・「育児・介護休業法」の改正		
平成17年 (2005)	・北京+10 (第49回国連婦人の地位委員会) 開催 ・宣言文採択 (「北京宣言及び行動綱領」・「女性2000年会議成果文書」の再確認、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める)	・「(改正) 育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)」に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申	・「男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査」実施 (合併町)
平成18年 (2006)		・「男女雇用機会均等法」の改正	・「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ・男女共同参画推進室を人権・男女共同参画室に組織改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	・「東広島市男女共同参画推進計画」第2期実施計画策定
平成19年 (2007)		・「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ・「パートタイム労働法」の改正 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「DV防止法」の改正		
平成20年 (2008)		・「(改正) DV防止法」施行 ・「(改正) パートタイム労働法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」の改正	・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正	・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成21年 (2009)		・「(改正) 次世代育成支援対策推進法」の施行 ・「育児・介護休業法」の改正		・懇話会に「第2次東広島市男女共同参画推進計画策定に向けた東広島市の男女共同参画の推進に関する施策について」諮問
平成22年 (2010)	・第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催(ニューヨーク)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画(改定)」に盛り込むべき事項」諮問 ・審議会答申	・懇話会「第2次東広島市男女共同参画推進計画策定に向けた東広島市の男女共同参画の推進に関する施策について」提言 ・「第2次東広島市男女共同参画推進計画」策定
平成23年 (2011)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足	・「(改正) 次世代育成支援対策推進法」施行	・「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定	・人権推進課男女共同参画係及び啓発調整係を人権推進課人権推進係に組織改正
平成24年 (2012)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定		
平成25年 (2013)		・若者・女性活躍推進フォーラム提言 ・「DV防止法」の改正 ・「ストーカー規制法」の改正・一部施行	・(財)広島県女性会議が(公財)広島県男女共同参画財団に移行	・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成26年 (2014)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「(改正) DV防止法」施行 ・「(改正) 次世代育成支援対策推進法」施行 ・「パートタイム労働法」の改正		

	国際機関等	国	広島県	東広島市
平成27年 (2015)	・第59回国連婦人の地位委員会（国連「北京+20」記念会合）開催（ニューヨーク）	・「(改正) 次世代育成支援対策推進法」施行 ・「(改正) パートタイム労働法」施行 ・「女性活躍推進法」公布・施行 ・「男女共同参画基本計画(第4次)」策定	・審議会に「広島県男女共同参画基本計画(改定)」に盛り込むべき事項」諮問	・「第2次東広島市男女共同参画推進計画 第2期実施計画(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)」策定 ・「東広島市男女共同参画推進懇話会」廃止 ・「東広島市男女共同参画推進審議会」設置
平成28年 (2016)		・「育児・介護休業法」の改正 ・「男女雇用機会均等法」の改正 ・「ストーカー規制法」の改正 ・一部施行	・審議会答申 ・「広島県男女共同参画基本計画(第4次)」策定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定	・人権推進課人権推進係を人権男女共同参画課人権男女共同参画係に組織改正
平成29年 (2017)		・「(改正) 男女雇用機会均等法」施行 ・「(改正) ストーカー規制法」施行 ・「(改正) 育児介護休業法」施行		
平成30年 (2018)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ・「働き方改革関連法」成立	・広島県女性総合センター「エソール広島」移転	・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査」実施
令和元年 (2019)		・「働き方改革関連法」公布・順次施行 ・「女性活躍推進法」の改正・一部施行 ・「育児・介護休業法」の改正		・男女共同参画推進審議会に「第3次東広島市男女共同参画推進計画の策定について」諮問 ・男女共同参画推進審議会答申

8 用語解説（五十音順）

	用語	解説
あ行	AI	Artificial Intelligenceの略で人工知能と訳される。コンピュータが大量・多様なデータを分析し、推論や判断、学習等、人間の脳にしかできなかったような高度で知的な作業を、プログラムなどの人工的なシステムにより行えるようにした技術。
	IoT	Internet of Thingsの略で情報通信技術の概念を指す言葉。パソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器から自動車、家電製品等の「モノ」をつなげることにより、機器の遠隔操作など多様な付加価値を生む技術。
	エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）	フランス語で「希望」の意味。東広島市が平成4（1992）年に設置した施設で、サンスクエア東広島（西条西本町28番6号）の2階にある。情報の収集・提供や学習機会の提供などを行っている。
	M字カーブ	日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するアルファベットのMのような形になること。
	LGBT	「L（レズビアン）女性の同性愛者」「G（ゲイ）男性の同性愛者」「B（バイセクシュアル）両性愛者」「T（トランスジェンダー）身体と心の性が一致しない人」の4つの頭文字から表現した言葉で、性の多様性を表す言葉。「セクシュアルマイノリティ」とも呼ばれ、L、G、B、T以外にも、様々な人がいる。
か行	国際婦人年	昭和47（1972）年の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模で行動すべきことが提唱され、昭和50（1975）年を国際婦人年とすることが決定された。また、昭和51（1976）年～昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の10年」とした。
	固定的な性別役割分担意識	男性、女性という性別を理由として、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性補助業務」等、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ行	ジェンダー	「女らしさ男らしさ」のように社会的、文化的につくられた男女の役割、行動様式、心理的な特徴のこと。社会的・文化的につくられた性差であり、生物学的「性（セックス）」とは区別される。
	女子差別撤廃条約	男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としているもの。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めている。
	女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、平成27（2015）年8月に成立。
	ストーカー	同一の者に対し、つきまとい等を反復して行うこと。
	セクシュアルハラスメント（セクハラ）	相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返したりすることによって就業環境や学業環境などを著しく悪化させること。今日では、男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性へ、あるいは同性間での性的嫌がらせも、セクシュアルハラスメントとみなされる。

た行	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11(1999)年公布、施行された。
	デートDV	交際相手から振るわれる暴力のこと。相手の交友関係や行動をしぼる、どなったり暴力を振るう、性行為を強要する、避妊に協力しないなど、様々な形の暴力を含む。デートDVの主たる対象は若年層であるため、DV防止法の対象となりにくい。
は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (DV防止法)	配偶者（事実婚を含む。）又は元配偶者による暴力から被害者を保護することを目的とした法律。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができる。
	配偶者や恋人の間での暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力のこと。女性が被害者である場合が圧倒的に多い。なぐる、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、交友関係やメールの内容を細かく監視するといった「精神的暴力」、性的行為を強要するといった「性的暴力」なども含まれる。
	パタニティハラスメント（パタハラ）	職場などにおいて、働く男性が育児を理由に精神的・肉体的な苦痛を受ける嫌がらせ行為のこと。
	パブリックコメント	意見公募手続。市町村などの行政機関が政策の立案等を行おうとする際、案に対して広く市民や事業者等から意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。
	パワーハラスメント（パワハラ）	職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する行為をし、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもある。
	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織。
ま行	マタニティハラスメント（マタハラ）	働く女性が妊娠・出産を理由に解雇・雇い止めをされることや、妊娠・出産に当たって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメント。
	面前DV	親が子どもの目の前で配偶者や家族に対して暴力をふるうこと。
ら行	6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。
わ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人ひとりが、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態。

9 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号
最終改正 平成11年12月22日法律第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組
が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進め
られてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我
が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、
性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮する
ことができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題と
なっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現
を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付
け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要
である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念
を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地
方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する
取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社
会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を
実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会
の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共
団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共
同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事
項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総
合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等
な構成員として、自らの意思によって社会のあら
ゆる分野における活動に参画する機会が確保され、
もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文
化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を
担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男
女間の格差を改善するため必要な範囲内において、
男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提
供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人として
の尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的

取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮
する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重
されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会に
おける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担
等を反映して、男女の社会における活動の選択に対し
て中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画
社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに
かんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会に
おける活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中
立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対
等な構成員として、国若しくは地方公共団体における
政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共
同して参画する機会が確保されることを旨として、行
われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男
女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家
族の介護その他の家庭生活における活動について家族
の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動
以外の活動を行うことができるようにすることを旨と
して、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、
男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われ
なければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」
という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進
に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を
総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共
同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施
策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じ
た施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会
のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女
共同参画社会の形成に寄与するように努めなければな
らない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について

の基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必

要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる。

- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平

成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

- (1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年法律第64号
最終改正 令和元年法律第24号

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条

及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるも

のとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(令元法24・一部改正)

第2節 一般事業主行動計画等

(令元法24・改称)

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省

令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(令元法24・一部改正)

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(令元法24・追加)

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- (2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

- (5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(令元法24・追加)

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

（平29法14・一部改正、令元法24・旧第12条繰下・一部改正）

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（令元法24・旧第13条繰下）

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

（令元法24・旧第14条繰下）

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）計画期間

（2）女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

（3）実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進する

ために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

（令元法24・旧第15条繰下）

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

（1）その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（2）その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（令元法24・旧第16条繰下・一部改正）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

（1）その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

（2）その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

（令元法24・旧第17条繰下・一部改正）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第18条繰下)

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(令元法24・旧第19条繰下)

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(令元法24・旧第20条繰下・一部改正)

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(令元法24・旧第21条繰下)

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(令元法24・旧第22条繰下)

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(令元法24・旧第23条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(令元法24・旧第24条繰下)

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(令元法24・旧第25条繰下)

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(令元法24・旧第26条繰下・一部改正)

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(令元法24・追加)

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(令元法24・旧第27条線下・一部改正)

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

(令元法24・旧第28条線下)

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(令元法24・旧第29条線下・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

(令元法24・旧第30条線下・一部改正)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

(令元法24・旧第31条線下・一部改正)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51

条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者
(平29法14・一部改正、令元法24・旧第32条線下・一部改正)

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(令元法24・旧第33条線下・一部改正)

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

(令元法24・旧第34条線下・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法24・一部改正)

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える
改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定（「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。）、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条 この法律（附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年6月5日法律第24号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、そ

の結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成13年法律第31号
最終改正 令和元年法律第46号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向け
た取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも
含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救
済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者
からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的
自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えるこ
とは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっ
ている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実
現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者
を保護するための施策を講ずることが必要である。この
ことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国
際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、
自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制
定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、
配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法
な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをい
う。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を
及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身
体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者から
の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚を
し、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当
該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する
暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴
力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をして
いないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含
み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上
婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚した
と同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防
止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、
その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣
及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項におい

て「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止
及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針
（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基
本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条
第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基
本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

（1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な事項

（2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の内容に関する事項

（3） その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよ
うとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協
議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した
ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道
府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ
の条において「都道府県基本計画」という。）を定めな
なければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定
めるものとする。

（1） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関
する基本的な方針

（2） 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた
めの施策の実施内容に関する事項

（3） その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針
に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市
町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保
護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下こ
の条において「市町村基本計画」という。）を定める
よう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町
村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、
これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県
基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助
言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談

所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にか

かったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、

福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令

の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- (1) 面会を要求すること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされるこ

とを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事

実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げ

る事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、

同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限

り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読

み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成16年法律第64号]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 [平成19年法律第113号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 [平成25年法律第72号] [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 [平成26年法律第28号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

附 則 [令和元年法律第46号] [抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

(2) 第2条(次号に掲げる規定を除く。)の規定並びに次条及び附則第3条の規定 令和4年4月1日

(3) 第2条中児童福祉法第12条の改正規定(同条第4項及び第6項に係る部分並びに同条第1項の次に1項を加える部分に限る。)及び同法第12条の5の改正規定 令和5年4月1日

第3次東広島市男女共同参画推進計画

■発行年月：令和2(2020)年3月

■発行：東広島市

■編集：東広島市 生活環境部 人権男女共同参画課
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
Tel.082-420-0927 Fax.082-423-0270

